

タイトル	日本自動車産業と総力戦体制の形成（十）
著者	大場，四千男；OHBA, Yoshio
引用	開発論集(110)：(1)-(43)
発行日	2022-09-30

# 日本自動車産業と総力戦体制の形成 (十)

大場 四千男\*

## 目次

- 一章 ヒットラーとドイツの大衆車構想
- 二章 日本の「大衆車構想」
- 三章 満州事変と陸軍の自動車政策
- 四章 昭和期満州事変の自動車部隊編成と国産自動車の脆弱性(第101号)
- 五章 商工省・鉄道省の自動車政策(第102号)
- 六章 総力戦体制の再編成と満州支配(第103号)
- 七章 第一次世界大戦の総力戦と日本陸軍の総力戦構想(第104号)
- 八章 軍用自動車補助法と軍用自動車の満州事変への動員(第105号)
- 九章 軍用自動車補助法の改正と輸送革命(第106号)
- 十章 国防国家と総力戦体制(第107号)
- 十一章 長期的分析論とその課題
  - 1 自動車製造事業法は何故制定されたのか——問題提起
  - 2 長期分析論における人口論
    - (1) 江戸時代の人口問題と家族形態
    - (2) 資料「彦根大洞弁財天建立鳥目寄帳」前半(第108号)
    - (3) 資料「彦根大洞弁財天建立鳥目寄帳」後半
    - (4) 江戸時代初期における農業経営形態と家族形態
    - (5) 祠堂金と徳川幕藩体制

## (5) 祠堂金と徳川幕藩体制

### 序 本稿の課題と世田谷二十ヶ村の祠堂金について

前稿では世田谷二十ヶ村が彦根藩伊井家の支配村落として編成されると、彦根藩は世田谷村の豪農であり、且つ大場家の本家から分家した大場市左衛門家を代官として就任させ、六代目迄代官役を代々世襲化させた。

彦根藩は元禄八年(一六九五年)に四代目藩主伊井直興が就任するや、近江大洞に弁財天堂を日光の東照宮を模して造営しようとした。この建設資金は奉加金Ⅱ祠堂金の名目銀を募集し、この資金集めに世田谷二十ヶ村も対象とした。奉加帳には鳥目として名目銀を投じた六千二百二十拾七人の村落別氏名を記載している。更に、この奉加帳は家族構成、男女別、及び身分別(下人男女)の記録をもととなっている。

こうした祠堂名目銀の記録は、同時に、世田谷二十ヶ村の豪農下人経営とその家族構成との歴史的な結合関係を表わす原資料ともなる。それゆえ、前稿では、この「彦根大洞弁財天建立鳥目寄帳」を掲げ、その歴史的資料として全文を掲げた次第である。

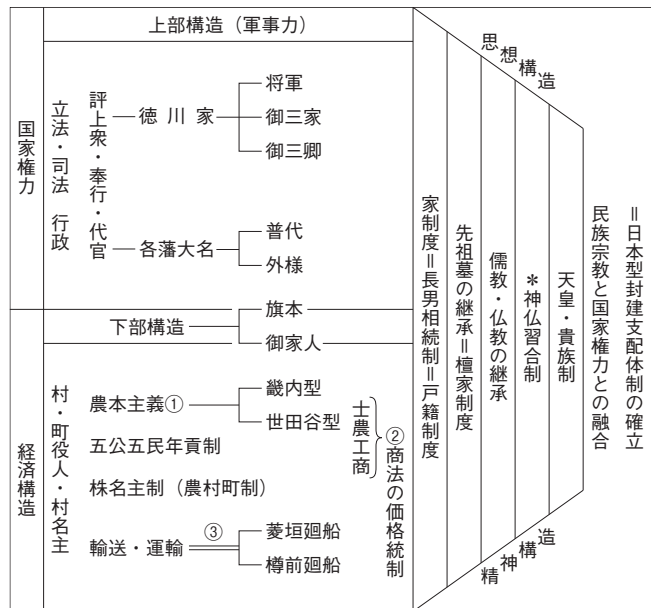
\* (おおば よしお) 北海学園大学開発研究所特別研究員

この弁天堂の建設資金を祠堂名目銀として広汎に集金する撤収方法は江戸時代の寺社における災害・火災からの再建策として関西、とりわけ大阪を中心に採用され、寺社、宮の経営を強靱化するのに大きな役割を果たしていた。寺社の安定的経営は徳川幕藩体制の確立基盤である土農工商の身分的家制度を民族宗教の檀家に編入することで、キリスト教禁止の大義を全国的に展開する契機となったのである。と同時に、寺社経営は宗門改帳の作製を通して全国町村の人口を国民として統一的に掌握する町村の戸籍役場としての機能すると同時に、全国の末端にまで徳川幕藩体制の宗教政策を推進する行政機構の役割を果たした。それゆえ、徳川幕藩体制はこうした宗門改帳の全国的実施を通して神仏習合の確立を計り、さらに天皇制をも内包する宗教政策を確立するのである。まさに、徳川幕藩体制は寺社経営の安定化とその推進とによって伝統的民族宗教と軍事力Ⅱ武威との結合によって純粹封建的国家として発達することを可能にされるのである。次の図表Ⅰは徳川幕藩体制の歴史構造を現わし、全体像を表示するものである。

他方、世田谷二十ヶ村の代官は分家の大場市左衛門家から七代目の本家に養子となる大場弥十郎へ引き継がれることになる。そして、大場弥十郎代官を苦しめたのは彦根藩伊井家の関東における菩提寺となる豪徳寺の祠堂金貸付による金融的負担の大きさであり、災害、飢饉そして不作による危機的破産を加重化されることで世田谷二十ヶ村を再建することが新しく代官となった大場弥十郎の新しい歴史的任務として課せられる。

ここに、本稿の課題となる大場弥十郎代官の世田谷二十ヶ村再建

図表-1 徳川幕藩体制の歴史構造 (国家家族共同体)



策が提起されるのである。と同時に、徳川幕藩体制も八代將軍吉宗の時に、大岡忠相江戸町奉行の働きによって律令体制の画期的発展を迎えるのである。が、火災、災害、飢饉そして不作等が徳川幕藩体制の農本主義を衰退させ、米価高騰と貨幣改鑄によるインフレーションとによって、農民一揆、米屋襲撃・打ち壊し等を全国化させる。そして、欧米からの貿易を求めると要求が年々強まり、とりわけ、中国での阿片戦争による植民地化は日本の薩摩・長州藩の尊皇攘夷に火をつけ、王政復古への道（『明治絶対主義』）を新しい政治

スローガンとして登場させる契機となる。

八代將軍吉宗から十五代將軍慶喜までの徳川幕藩体制の中期から後期への移行過程は破乱に富んだ衰退過程のジグザグ道の歩みとなる。田沼意次の商法は徳川幕藩体制の経済体制を確立するのに大きな役割を果たす。すなわち、徳川幕藩体制は吉宗の律令体制の確立によって法治支配の礎を固めるが、しかし、商法の経済秩序と価格安定政策とを欠落させていた。この経済政策での脆弱性を解き放ち、経済基盤を強化したのが田沼意次による株仲間・問屋制度（ギルド）への導入とその確立である。こうした田沼意次の株仲間・問屋制の導入は商品経済の安定価格と商品取引の利益（口銭の収入）とを保障し、カルテル価格の全国的発達を育くむのである。かくて、田沼意次による株仲間・問屋制度は士農工商の経済基盤を確立する経済政策として機能し、商法による経済政策として定着する。次の松平定信は儉約と帰農主義を強化し、また、飢饉への備蓄米制度を奨励した。しかし、松平定信は農本主義の衰退と米価高騰とによって没落する零細農、農村から都市への雇傭労働者群を人足寄場、或いは佐渡金山への坑夫として取り込み、近代的自由労働制を導入しようとする。この近代的自由労働制は資本の本源の蓄積過程の先駆的形態として展開するが、ここに封建制から資本制への移行を促す形となる。明治時代に入り、この近代的自由労働制は留岡幸助によって囚人労働への職業訓練を導入し、資本主義企業への雇傭労働を育くむ役割を果たす。

松平定信が儉約制度を採用したが、より一層強化しようとしたのは天保の改革推進者である水野忠邦である。水野忠邦は松平定信の近代的自由労働制に対応する近代的商法の推進を最大の改革課題と

し、田沼意次の改革成果である価格カルテルの統制組織である株仲間・問屋制度を解体し、代りに自由競争の近代的経済組織を導入しようとする。このため、米価騰貴と物価急騰は徳川幕藩体制の崩壊原因となり、全国に米騒動と打ち壊し運動を広める原因となった。こうした全国への倒幕運動は徳川幕藩体制の経済政策、とりわけ商法による士農工商の経済基盤（米価と問屋のカルテル価格統制との連動）の崩壊の中から拡大していくのである。

他方、イギリスの清国における阿片戦争の影響は政治的に徳川幕藩体制の崩壊へ導く導火線となり、孝明天皇と將軍家茂との対立、そして公武合体運動は王政復古としての天皇絶対王政を育くみ、武士道に依拠した徳川幕藩体制の軍事力の脆弱性を露呈させるのである。王政復古が神仏習合を禁止して廃仏毀釈運動を起こし、神道を民族宗教とする新しい宗教国家の建設に入り、ここに明治維新は神道と藩閥軍事力との結びつきによる新しい絶対王政へと歩み始めるのである。

以上のように、徳川幕藩体制は吉宗の確立期から明治維新まで、つまり、1745年（延享二年）から1868年（明治元年）への120年余りにおいて大阪の経済体制に支えられて発展するのである。この徳川幕藩体制の中において吉宗から慶喜までの後半期において経済の中心を成したのは大阪である。大阪は日本全国の中心経済都市として確立し、政治の中枢都市である江戸と二本柱を形成する。したがって、経済都市の大阪を支えたのは（一）畿内を中心にする農村工業の発達であり、具体的には木綿工業、油産業、酒造業を三位一体とする製造業の発達である。第二にこれら木綿、油、酒の原料を全国から大阪へ供給するため、大阪の間屋・仲買によるこれら

供給生産者（農村の織元・酒屋・酒造業者）への資金の前貸しによる供給源の獲得である（前期的資本及び高利貸資本の貸付・融資）。第三に、大阪は主に九州、四国そして中国から廻送される大名米を堂島米市場で入札し、米代金に代える全国唯一の米取引による為替両替店を發展させ、全国の金融市場の中心地として発達するのである。この大阪での為替両替店の発達は、大阪の銀貨が江戸の金貨を凌駕することとなる。こうした日本での銀貨優位制は幕末において外国貿易の取引の中で安い金の大量流出を生じさせ、その後の日本経済の不安定性要因となる。大阪の銀貨経済とその繁栄は大阪を金融市場の中心地に位置づけ、日本全国の商品取引、金融取引の中心地に据える。と同時に、大阪の金融市場は全国的な寺社の名目銀市場と化し、全国の寺社から祠堂金、富興行、勸化、貸付金等の金融市場として発達するのである。したがって、大阪の金融市場は全国の名目銀市場を内包し、寺社の経営を支えることとなる。それゆえ、第四に、大阪が全国の商品流通の中心地として発達する要因となったのは全国から大阪に集まる商品を樽前廻船と菱垣廻船とで江戸廻り荷物として発送したからである。大阪の二十四組江戸積問屋は江戸十組問屋からの注文を受けて綿、油、木綿、砂糖、鯉節、銀、紙等を送り、さらに貸金まで世話をし、金融市場を背景にする信用を供与して商品取引の拡大に力を注ぐのである。

以上のように、大阪は日本全国の流通市場の中心として、さらに江戸廻り商品の供給基地として全国経済の循環運動を信用力の融資で展開させるのである。しかし、大阪は水野忠邦による天保の改革から株・問屋制度の廃止、さらに、江戸廻り荷物の兵庫津への移

行、畿内農村工業の発達等によって漸次衰退へ向かうのである。こうした大阪経済、金融市場の衰退は寺社経営の鼎かたなえとなっていた祠堂銀、富興行、貸付金等の縮小から勸化、札配布への移行となり、寺社経営を危機に陥し入れる。そして、徳川幕藩体制は寺社経営の衰退によって伝統宗教の支えを失っていき、精神、思想的強靱性をも消滅しようとするのである。

本稿の課題は前半において大阪での寺社経営を支えていた名目銀・祠堂銀の発達とその衰退を実証分析し、後半において世田谷二十ヶ村での豪徳寺祠堂金を巡る大場弥十郎代官の活躍を明らかにする。これらの分析は史料に基づく実証によって裏付けられることから、資料を読み解くことによって説明されることとなる。本稿では主に前半での大阪の名目銀形態とその展開を対象とする。

#### 1 寺社の名目銀形態とその資料的分析

図表1と図表3とにおける寺社の名目銀形態は図表1の徳川幕藩体制の歴史構造、とりわけ思想及び精神構造を特徴づける封建的民族宗教と国家権力とを結合させる役割を果すのである。徳川幕藩体制を支える民族宗教と国家権力の融合は寺社の神仏習合を徳川幕府を頂点にする純粹封建支配体制の精神的支柱として機能する。すなわち、徳川封建制の精神・思想構造は神仏習合の象徴である伝統的家父長制<sup>1</sup>家制度と先祖代々の墓の長男継承制との結合、つまり、檀家制度とによって具体的に強靱化されるのである。

具体的には、キリスト教の禁制による寺社の戸籍簿作成と家族の宗門改めとは封建的身分制の国民的統一と氏族共同体の思想・精神

的支柱とを強化する役割を果たす。したがって、徳川幕藩体制は寺社の神仏習合によって精神的・思想的に強化されることによつて日本の歴史上二百六十年余りの長期政権として発展し、日本の歴史上特異な時代を築くのである。

こうした徳川幕藩体制の長期支配における精神的・思想的支柱として機能する神仏習合は幕藩の手厚い保護と育成政策とによつて発展を見るのである。その端的な現われとしての宗教政策は寺社の維持・発展であり、その一端として寺社への名目銀形態の形を取る保護・育成政策として展開される。

とするなら、具体的な名目銀形態の分析はこうした徳川幕藩体制の長期的発展を育くむ要因の一つとして位置づけることを可能にするのである。しかし、寺社の名目銀形態はもう一つの側面を有し、農村・町の富を収奪する前期的資本、或いは高利貸資本として役割を果し、農民・町人を奈落の底に突き落とす役割を果すという二面性を有する。それゆえ、本稿では、寺社の名目銀形態の分析を大阪を中心に行ない、もう一つの負の面での分析は関東における世田谷二十ヶ村と代官大場弥十郎による彦根藩の祠堂金貸付の苛酷性への対応性を明らかにすることで果される。

(一) 寺社名目銀形態の種類と時代区分

大阪が寺社の名目銀における金融市場として発達することは次の図表1-2「寺社の名目銀形態」によつて明らかである。

この図表1-2から窺えるように、寺社の名目銀形態は八種類に類型化され、同時に、時代区分の順序を現わしている。つまり、寺社の名

図表-2 寺社の名目銀形態

寺社の名目銀形態	件数	割合%
①祠堂金	3	5
②富興行	29	52
③勸化布	8	14
④札配金	5	9
⑤貸付金	6	11
⑥豊心丹売	1	1
⑦献金・寄進	2	3
⑧その他	2	3
計	56	100%

〔大阪市史〕第四卷上・下、第五卷より作成

受け、地方信徒・壇家の信者の熱い信仰心に支えられているのである。

これら①祠堂金、②富興行そして③勸化は寺社の経営を確立するのに大きな役割を果し、と同時に、大阪の経済・金融市場に大きく包摂されて発達する。

しかし、名目銀形態は富興行の確立期を過ぎると、その狂乱の黄金時代から漸次、衰退期へ移行すると、④寺社の神仏札販売、⑤貸付金そして⑥献金・寄進へと役員僧による地道な地方巡り、或いは信徒・壇家巡りとなり、大衆の熱狂的賭け熱に支えられた時代を昔日のこのように過ぎ去ってゆくことになるのである。

名目銀形態の時代区分は同時に大阪の経済と金融市場の発達と衰退への転変と軸を一つにして展開されるが、これは次の図表1-3「大阪の名目銀形態とその時代分布一覽表」に示される。

この図表1-3は安永三年(一七四四)から慶応元年(一八六五)までの百二十拾一年間における名目銀形態五拾六件を時代毎に表示した

目銀形態は①祠堂金が最初に現われ、②富興行での発展期を迎え、富興行は56件数のうち半数を超える29件となり、寺社経営の確立を支える。③の勸化は名目銀形態の古典的形態であり、地方巡りをし

図表-3 大阪の名目銀形態とその時代分布一覧表 56件

和暦	西暦	No	大阪の寺社	①祠堂金／②富興行／③勸化／④札配賦／⑤貸付金／⑥豊心丹壳／⑦献金／⑧その他
安永三	1774	1	三月廿一日	隨心院御門跡富御免 ②
四	1775	2	正月十五日	大乘院御門跡富興行 ②
		3	正月十八日	多賀大社富興行 ②
		4	四月廿二日	京都西賀茂靈源寺御祠堂銀貸付 ①
		5	四月廿五日	青蓮院宮貸付銀 ⑤
天明元	1781	6	五月廿七日	妙法院宮大仏殿御修銀貸付 ⑤
		7	閏五月七日	泉涌寺祠堂金貸付 ①
		8	閏五月十八日	城砦八幡社勸化 ③
		9	閏五月十九日	甲州八幡宮勸化 ③
天明四年	1784	10	十二月十三日	甲叒加賀美村法善寺船勸化 ③(以上 大阪市史第三卷)
寛政元年	1789	11	二月廿六日	摂州平野大念仏寺前大僧正直勸化 ③
		12	七月十三日	京都西陣獄門寺相對勸化 ③
		13	十月廿一日	大乘院御門跡富興行 ②
四年	1792	14	六月十二日	天満専念寺相對勸化 ③
六年	1794	15	六月朔日	京都東山光雲寺祠堂金 ①
十二年	1800	16	三月八日	天満専念寺相對勸化 ③
文化十四年	1817	17	十月廿日	崇徳天皇社神札御影配附 ④
文政九年	1826	18	二月十三日	江戸芝増上寺貸付金 ⑤
		19	二月	林丘寺富興行 ②
		20	四月	紀州熊野三山富興行 ②
十年	1827	21	三月七日	座摩宮富興行 ②
		22	閏六月廿五日	北岩藏実相院門跡富興行 ②
		23	十一月十九日	京愛宕山長床坊富興行 ②
十一年	1828	24	七月	生玉明神富興行 ②
		25	八月廿七日	大乘院御門跡富興行 ②
		26	十二月	寶鏡寺富興行 ②
十二年	1829	27	九月	相州鎌倉扇谷英勝寺富興行 ②(以上 大阪市史第四卷上)
天保元年	1830	28	八月廿五日	江州多賀大社富興行 ②
二年	1831	29	四月	紀州熊野三山富興行 ②
		30	四月	専修寺門跡富興行 ②
		31	五月八日	譽田八幡宮富興行 ②
		32	十一月廿二日	増上寺富興行 ②
三年	1832	33	十月廿八日	妙法院宮院家常住金剛院富興行 ②
四年	1833	34	正月廿四日	仁和寺宮富興行 ②
		35	八月十日	妙法院宮富興行 ②
		36	九月廿四日	摂州東成郡四天王寺富興行 ②
		37	十月廿七日	輪王寺宮富興行 ②
		38	十二月廿八日	紀州三山富興行 ②
五年	1834	39	二月廿二日	本光院宮富興行 ②
		40	五月十二日	仁和寺宮富興行 ②
		41	六月朔日	尾州熱田宮富興行 ②
		42	十月九日	尾州一宮富興行 ②
七年	1836	43	十二月廿一日	紀州熊野三山貸付金 ⑤
八年	1837	44	正月十八日	紀州熊野三山富興行 ②
嘉永元年	1848	45	八月	摂劔了徳院相對勸化 ③
		46	十二月	知恩院宮貸付金 ⑤
三年	1850	47	十二月六日	宮門跡貸付金 ⑤

図表-3 大阪の名目銀形態とその時代分布一覧表 56件（つづき）

和暦	西暦	No	大阪の寺社	①祠堂金／②富興行／③勸化／④札配賦／⑤貸付金／⑥豊心丹壳／⑦献金／⑧その他
		48	◎大阪表貸付願済の諸名目金融 ⑧	
			- 妙法院宮御抱大仏殿修復料金貸付	
			- 青蓮院宮御祠堂金貸付	
			- 知恩院宮御用意金貸付	
			- 靈鑑寺宮御回向料并祠堂金貸付	
			- 光雲寺祠堂銀貸付	
			- 泉涌寺祠堂銀貸付	
			- 靈源寺祠堂銀貸付	
			- 高野山大徳院修復料金貸付	
			- 紀伊殿用途金貸付	
			- 紀弼熊野三山修復料金貸付	
			- 紀弼蔵屋敷二而取扱>江戸芝鑑蓮社修復料金貸付	
			- 尾弼蔵屋敷二而取扱>江戸芝天光院修復料金貸付	
安政三年	1856	49	二月朔日	四天王寺寄進物町内家別に寄進を募る ⑦
五年	1858	50	二月十六日	嵯峨御所大覚寺の配守 ④
		51	十月七日	城州幡枝村圓通寺の配札 ④
萬延元年	1860	52	十二月十二日	安井門跡境内崇徳天皇御宮神札御影の配賦 ④
文久二年	1862	53	二月廿七日	和州西大寺豊心丹壳弘 ⑥
		54	七月十六日	城州八幡社神札の配賦 ④
慶応元年	1865	55	四月九日	天満東寺町専念寺相對勸化 ③
		56	四月十三日	天満川崎及四天王寺両宮修復につき有志の献金を促す

〔大阪市史〕第四下)

ものである。既に述べたように名目銀形態の七種類とその時代区分は富興行を頂点にする黄金時代から一転して衰退への道を歩み、地方巡りによる寺社の札配布、寄進・献金への地道な札売りへと後退する。こうした名目銀の七種類とその時代区分の概観が図表1-3を中心に歴史的推移を明らかにしたので、次の課題は、名目銀形態における七種類の文献形態を類型化し、抽出してその内容を明らかにすることである。

(二) 寺社名目銀形態七種類の文献資料と時代区分

一 寺社名目銀形態七種類の文献資料

① 祠堂金の文献資料とその内容

圖二三八 四月廿二日 京都西加茂靈源寺御祠堂銀貸附所と夏、京都西加茂靈源寺御祠堂銀貸附と儀、南堀江五丁目柏屋善兵衛借屋伊丹屋喜八郎同町松屋甚介支配借屋越前屋喜兵衛致支配の間、望と者と右兩人へ才達、致相對借請可すゆ、

圖二九 閏五月七日 泉涌寺祠堂金貸附支配人増と事、  
北濱貳丁目紅屋徳三郎ウーヤ  
神崎屋新兵衛

京泉涌寺(明)祠堂金貸付支配三津寺町堺屋彌兵衛相勤居(圖二九九)所、壹人にての差支、付、右新兵衛貸付支配相勤、問、望と者借り受、元り無相違可致返済、  
右と趣三郷町中可觸知者也、

圖三七 六月朔日 京都東山光雲寺祠堂金、相對を以借請ひもの、元利無滞可相濟事、  
右と通寶曆三百年以來明和二百年迄、毎と相觸(圖二七四及、)得共、年數相立ひこ付、心  
ゆ者も有之、相滞ひ趣こ相問ひ問、祠堂金相對ヲ以借り受ひを(圖二七五)見よ、元利無相違可致返済  
右と通三郷町中可觸知者也(圖三三〇)見よ。



關老一 十二月十二日 泉涌寺祠堂金貸付支配人ト事、

京都泉涌寺御祠堂金ト儀、先年より度々觸知せし通、金高五千七拾兩金貸付相成ひ付、貸附支配トシテ追々貸出居ひ内、去ル寛政三亥年六月、其節ト支配人、天滿十一丁目神崎屋猪之助幼少ニ付代判武兵衛儀、病氣ニ付相退キル後、於京都直貸附いせり來ル處、此度大澤町嶋屋喜右衛門借屋奈良屋晴三郎代判源治宅を貸附用場こいまし、右寺役者役人共ニ内、出張貸附いせりか管こひ間、望トシテ右用場へ罷越對談よひ、借請ひトシテ期月ニ至、元利無相違可致返済ひ、

右ト通三郷町中可觸知ト事、

申十二月(十二日)

日向  
能登

## ② 富興行の文献資料とその内容

關壹郎 十月廿一日 大乘院御門跡富興行ト事、

大乘院御門跡富、上難波町仁徳天皇於社地、當十月より來ル子年十月迄、中年三ヶ年ト間、月十會興行有之、初會者別番仕法ト通テ、貳會目より段々賣札を引、興行有之、褒儀トシテ懸札高減ト事、右ニ應テ相渡、等々間、其趣相心得、望トシテ札入、儀勝手次致ひ、

右ト通三郷町中可觸知者也○關三五九

文政九年

關四七三 二月 林丘寺宮富御免ト事、

林丘寺宮富、當戊四月來ル卯正月迄中年五ヶ年ト間、正月四月七月十月、四ヶ月目毎廿二日ニ壹度宛、天滿天神於社内興行御免ト事ト間、別紙仕法書ト通相心得、望トシテ札入、儀、勝手次第可致ひ、

右ト通三郷町中可觸知者也、

戌二月○南組惣年寄の御書

山城  
隼人

富仕法

- 札數貳万枚、札料壹枚ニ付六匁ツ、
- 一ノ富 金百兩 二ノ富 金百兩 三ノ富 金五十兩 十番目 金貳十兩
- 平番目 金百兩 左番目 金五十兩 六番目 金三十兩 九番目 金五十兩
- 百番 金三百兩

花富金貳兩ツ、八十五本、

札貳万枚番分

東ノ方 五千枚 西ノ方 五千枚 南ノ方 五千枚 北ノ方 五千枚  
方達ニお當り札と同番ト者へ、三人ツ、三百人ト、其當り金高々貳十分一ト割方を以、相渡可ナ事、

波方左ト通

方達ニお當り札同番ト者壹人ト、

- 一ノ富 七兩貳步ツ、三人ト 二ノ富 五兩ツ、三人ト 三ノ富 貳兩貳步ツ、三人ト
- 十番目 壹兩ツ、廿一人ト 平番目 五兩ツ、三人ト 左番目 貳兩貳分ツ、三人ト
- 九十八番 壹兩貳分ツ、三人ト 九十九番 貳兩貳分ツ、三人ト 百番 十五兩ツ、三人ト
- 花富錢六百文ツ、貳百五十五人ト、
- 都合四百人ト渡、

右ト外百六兩三歩奉納金也、  
右ト通ト事、

文政九年 關四七三 三月四日 妙法院宮富御免ト事、

妙法院宮富、當五月來ル卯年二月迄中年五ヶ年ト間、二月五月八月十一月、四ヶ月目毎廿一日ニ壹度宛、於天滿天神社内興行御免ト事ト間、別紙仕法書ト通相心得、望トシテ札入、儀、勝手次第可致、事、

右ト通三郷町中可觸知ト事、

戌三月○南組惣年寄の御書

山城  
隼人

富仕法

- 一札料 壹枚ニ付銀七匁ツ、
- 一札數 松ノ印六千枚、竹ノ印六千枚、梅ノ印六千枚、都合壹万八千枚、
- 一渡金ト覺
- 第壹番 百五拾兩 第貳番 五拾兩 第三番 三拾兩 第拾番 十五兩
- 印邊同番目(七兩ツ、右同斷 三兩ツ、右同斷 貳兩ツ、右同斷 壹兩ツ、
- 廿廿四十六、七、八、九、十、右同斷
- 第廿五番 百兩 九十八番 三十兩 九十九番 五十兩 百番 三百兩
- 右同斷 五兩ツ、右同斷 貳兩ツ、右同斷 三兩ツ、右同斷 十五兩ツ、
- 間々八十五本(口)三兩ツ、印邊同番(貳口)壹步ツ、
- 右ト通ト事、

之段(圖四六)同日 紀州熊野三山宮御免と事、

紀州(熊野)三山宮、當戊六月より來丑年三月迄中三ヶ年と間、三月六月九月十二月、四ヶ月目毎壹度宛、攝務西成郡今宮戎於境内、當六月と朔日、其後と十九日ニ興行御免と事ニハ間、別紙仕法書と通相心得、望し者札入に義、勝手次第可致ひ、  
右と通三郷丁中可觸知者也、

戊四月○雨組惣年寄の御書目付は八日なり

山城 隼人

富突仕法書

一札數拾八万枚、札壹枚ニ付銀六匁(ツ)、此銀千八十貫目、但、此金壹万六千八百七十五兩、金六十四匁定こる銀渡、

内

- 壹番 金壹千兩 貳番 金貳百兩 三番 金貳百兩 四番 金貳百兩
- 五番 金貳百兩 四十九番 金貳百兩 五十番 金壹千兩 五十一番 金貳百兩
- 五十九番 金貳百兩 百番 金壹千兩 百壹番 金貳百兩 百二十番 金貳百兩
- 右と番數と相除、殘ル百十一番と金五十兩ツ、
- 百五番 金三百兩

- 拾五番 廿五番 三十五番 四十五番 五十五番 六十五番 七十五番
- 八十五番 九十五番 百五番 百十五番 百廿五番 百四十五番
- 右五ふ一數十四口と金百十兩ツ、
- 十番 二十番 三十番 四十番 六十番 七十番 八十番
- 九十番 百十番 百廿番 百卅番 百四十番
- 右拾ふ一十貳口と金百五十五兩ツ、
- 百十番 金壹千兩 百五十二番 金壹千兩
- 右と百五十番と外、貳番番數相増、貳ツト出金五百兩と分と、本文突留三百兩と爲褒美、合金八百兩こいさ、相渡可ナ事、

札寄次第こる富突興行仕様書

一札入次第こる興行、贈寄金と内、興行爲雜用料壹割引去り、爲益金貳割引去り、合三割寄札此惣金高と内こる引去、殘金高大ふ一小ふ一突留殘番數とも、別紙仕法書と通割合こる、金高多少共割符勘定相立、厘毛迄も割詰、夫と出金相渡可ナ事、  
一札寄し儀、當興行定日三日前述と日限相定置、右札相集、の、左と通興行、  
一興行三日前こ、左替書と通賣捌札余り札仕分ヶ、額板こ相配、興行場と表こ懸ヶ置ナ事、  
額板と表  
一富札 壹枚代銀六匁こる、札數十八万枚也、

右と内此度賣捌ひ札數左と通、

い印何百何十何番 何千何百何十何番  
今札何千何百何十枚、何町何屋誰口入  
ろ印 右同斷  
右賣捌札合何万何千何百何十何枚、  
〔此代金何万何千何百何十何兩何歩也、〕

内

- 何千何百匁 益金雜用料三割引
- 差引殘り何千何百何十何兩何歩何匁也、
- 右百五十番と割出ス、尤割合左と通、
- 壹番何百何十何兩何歩何匁何分何厘也、貳番同斷、突留同斷、
- 十ふ一何十兩何匁ツ、五ふ一同斷、地合同斷、
- 小以金如高、
- 極り札高十八万枚と差引、余り札何千何百枚、内何千何百何十番、
- 小以余り札如高、
- 右と通、

圖四六〇 二月七日 座摩宮富御免と事、

當表座摩宮富、來子年豊前國宇佐八幡宮明跡、中年三ヶ年と間、三月六月九月十二月、四ヶ月目毎十五日ニ壹ヶ度ツ、右於社内興行御免と事ニハ間、別紙仕法書と通相心得、望しものま札入に義、勝手次第可致ひ、  
右と通三郷丁中可觸知との也、  
亥三月○雨組惣年寄の御書目付は七日なり、

山城 隼人

仕法書

- 一札數合三万枚、札料壹枚ニ付銀三匁九分、
- 但、福祿實惠印、壹字七千五百枚宛、
- 渡方左と通
- 第壹番 金百兩 兩袖貳人ハ金五兩ツ、 印邊同番三人ハ金五兩ツ、
- 第貳番 金五十兩 兩袖貳人ハ金貳兩貳分ツ、 同斷 三人ハ金貳兩貳分ツ、
- 第參番 金三十兩 兩袖貳人ハ金壹兩貳分ツ、 同斷 三人ハ金壹兩貳分ツ、
- 第拾番 金十五兩 兩袖貳人ハ金三歩ツ、 同斷 三人ハ金三歩ツ、
- 第貳十番 金十五兩 兩袖貳人ハ金三歩ツ、 同斷 三人ハ金三歩ツ、
- 第參十番 金十五兩 兩袖貳人ハ金三歩ツ、 同斷 三人ハ金三歩ツ、

第四十番 金三十兩 兩袖貳人ハ金壹兩貳分ツ、同 斷 三人ハ金壹兩貳分ツ、  
 第五十番 金百兩 兩袖貳人ハ金五兩ツ、同 斷 三人ハ金五兩ツ、  
 第六十番 第三十兩 兩袖貳人ハ金壹兩貳分ツ、同 斷 三人ハ金壹兩貳分ツ、  
 第七十番 金十五兩 兩袖貳人ハ金三分ツ、同 斷 三人ハ金三分ツ、  
 第八十番 金十五兩 兩袖貳人ハ金三分ツ、同 斷 三人ハ金三分ツ、  
 第九十番 金五十兩 兩袖貳人ハ金貳兩貳分ツ、同 斷 三人ハ金貳兩貳分ツ、  
 第九十番 金百兩 兩袖貳人ハ金五兩ツ、同 斷 三人ハ金五兩ツ、  
 〔突初百番 金五十兩 兩袖貳人ハ金七兩貳分ツ、印達同番三人ハ金七兩貳分ツ、〕  
 花富八十六本金三兩ツ、兩袖百七十二人ハ金壹步ツ、  
 印達同番貳百五十八人ハ金壹步ツ、  
 同兩袖五百十六人ハ金貳朱ツ、  
 右渡金三兩以上者社頭奉納壹割引、  
 右ト通りハ事、

關原六月廿五日 北岩藏實相院御門跡當御免ノ事、

北岩藏實相院御門跡當、當亥八月ノ中年五ヶ年ノ間、閏月を加、四ヶ月目毎十三日壹度宛、堀  
 江和光寺境内ニおゐり、興行御免ノ事ニおゐり、別紙仕法書ト通相心得、望トもの札入ハ義、勝手  
 手次第可致ハ、  
 右ト通り三郷丁中可觸知者也、

亥閏六月 日付は廿五日なり、  
 南組惣年寄の副書

山城 隼人

富仕法書

一札數三万枚、但、札料壹枚ニ付銀五匁八ト、十二支印分、一印貳千五百枚ツ、  
 褒美左ト通  
 壹番 金貳百兩 貳番 金百兩 三番 金七十兩 十番 金貳十兩  
兩袖七兩貳分宛 同 三兩貳分宛 同 三兩貳分宛 同 壹兩宛  
 貳十番 金貳十兩 三十番 金貳十兩 四十番 金貳十兩 六十番 金貳十兩  
同 壹兩宛 同 壹兩宛 同 壹兩宛 同 壹兩宛  
 七十番 金貳十兩 八十番 金貳十兩 九十番 金貳十兩 九十九番 金百兩  
同 壹兩宛 同 壹兩宛 同 壹兩宛 同 兩兩貳分宛  
 五十番 金百兩 百番 金三百兩  
同 三兩貳分宛 同 拾五兩ツ、  
 間々花金四兩八十六人ハ、兩袖壹步ツ、  
 壹ノ富印達十一人ハ 三兩ツ、 貳ノ富印達十一人ハ 壹兩貳分ツ、  
 三ノ富印達十一人ハ 壹兩ツ、 十ノ富印達八十八人ハ 壹兩ツ、

五十ノ富印達十一人ハ 壹兩貳分ツ、 九十九ノ富印達十一人ハ 壹兩貳分ツ、  
 百ノ富印達十一人ハ 七兩貳分ツ、 花印達九百四十六人ハ 三朱ツ、  
 百番富印分壹枚除貳千四百九十九人ハ貳朱ツ、  
 (同上)

關原六月廿九日 京愛宕山長床坊當御免ノ事、

京愛宕山長床坊當、當亥十一月ノ中年三ヶ年ノ間、閏月を加、四ヶ月目毎三日壹ヶ度宛、堀  
 江和光寺境内ニおゐり、興行御免ノ事ニおゐり、別紙仕法書ト通相心得、望ト者札入ハ義、勝手  
 次第可致ハ、  
 右ト通り三郷丁中可觸知者也、

亥十一月 日付は十九日なり、  
 南組惣年寄の副書

山城 隼人

富突仕法

一札數貳万八千枚、但、札料壹枚ニ付銀三匁五分、九十二支ノ印札、  
 一第壹番 金百兩 兩袖金三兩ツ、 エト達十一口ハ金貳兩貳分ツ、  
 一第貳番 金五拾兩 同 金壹兩貳分ツ、 右同 斷 金壹兩ツ、  
 一第參番 金三拾兩 同 金壹兩ツ、 右同 斷 金三分ツ、  
 一第肆番 金貳拾兩 同 金貳分ツ、 右同 斷 金貳分ツ、  
 一第伍番 金拾兩 同 金貳分ツ、 右同 斷 金壹分ツ、  
 一五拾番 金百兩 同 金三兩ツ、 右同 斷 金貳兩貳分ツ、  
 一九拾九番 金七拾兩 同 金貳兩ツ、 右同 斷 金壹兩貳分ツ、  
 一一百番 金壹拾兩 同 金七兩ツ、 右同 斷 金五兩ツ、  
 大節八本

拾番目 貳拾番目 三拾番目 四拾番目 五拾番目 六拾番目 七拾番目 八拾番目 九拾番目  
 拾壹番 拾貳番 拾參番 拾肆番 拾伍番 拾陸番 拾柒番 拾捌番 拾玖番  
 拾貳番 廿五番 卅五番 四拾五番 五十五番 六十五番 七十五番 八十五番 九十五番  
 一花富平七拾五口金壹兩貳分ツ、兩袖金貳朱ツ、但、エト達九十九口ハ金貳朱ツ、  
 一花富平七拾五口金壹兩貳分ツ、兩袖金貳朱ツ、但、エト達八百廿五口ハ金壹朱ツ、  
 一百番ニエト合番違ハ、此當リ人數貳千三百三十貳人ハ札返シ、札料壹枚ニ付銀三匁五ト割合  
 を以相渡、  
 惣當リ人數三千七百三十貳人、  
 (御觸書本知印形紙)

圖四六、七月 生玉明神富御免事、  
 當表生玉明神富、當子年豊前國宇佐八幡富明跡へ、中年三ヶ年之間、正月四月七月十月四ヶ  
 月目毎ニ七日、壹度宛、右境内ニおゐる興行御免事ニお問、別紙仕法書ニ通相心得、望し者  
 々札入の儀、勝手次第可致也、  
 右ニ通三郷丁中可觸知者也、  
 子七月〇南組惣年等の御書、  
 日付は八月朔日なり、

山城  
 隼人

仕法書

札數壹万五千九百九拾九枚、但シ、壹枚ニ付銀四匁ツ、十二支配當、壹支ニ千三百三十三枚  
 ツ、  
 寄銀六拾三貫九百八十四匁、此金千六拾六兩壹分貳朱、但、六十匁金也、  
 第壹 金五十兩 兩袖貳口へ金貳兩ツ、  
 第貳 金三十兩 同 金壹兩ツ、  
 第三 金貳十兩 同 金三分ツ、  
 第拾 金十兩 同 金貳分ツ、  
 第廿 金十兩 同 金貳分ツ、  
 第卅 金十兩 同 金壹分ツ、  
 第四十 金十兩 同 金貳分ツ、  
 第六十 金十兩 同 金貳分ツ、  
 第七十 金十兩 同 金貳分ツ、  
 第八十 金十兩 同 金貳分ツ、  
 第九十 金十兩 同 金貳分ツ、  
 第五十 金五十兩 同 金貳兩ツ、  
 第百 金九十兩 同 金壹兩ツ、  
 間ニ八十七口へ金貳兩ツ、〔兩袖七拾四口へ〕金壹分ツ、〔エト違九百五拾七口へ〕金貳朱ツ  
 、惣又袖〔貳百口へ〕金貳朱ツ、  
 惣當り千六百人、  
 (御觸書承知印形懸)

圖四六、八月廿七日 大乘院御門跡富御免事、  
 大乘院御門跡富、來ル丑年正月豊前國宇佐八幡富跡へ、中五ヶ年之間、四ヶ月目毎ニ壹度ツ  
 、堀江和光寺と境内ニおゐる興行御免事ニお問、別紙仕法書ニ通相心得、望しもの札入  
 の儀、勝手次第可致也、  
 右ニ通三郷町中可觸知者也、  
 子八月廿七日

富仕法書

一札數三万枚、但、札料一枚ニ付銀五匁八ト宛、金一兩ニ付代銀六十目リ、此番分いろは三十三  
 文字、一ト印千枚宛、  
 第一番 金貳百兩 兩袖八兩ツ、貳人 又袖四兩ツ、貳人 同番印違廿九人へ金一兩ツ、  
 第二番 金百兩 兩袖四兩ツ、貳人 又袖貳兩ツ、二人 同番印違廿九人へ金貳分ツ、  
 第三番 金五十兩 兩袖貳兩ツ、貳人 又袖一兩ツ、貳人 同番印違廿九人へ金壹分ツ、  
 第五十番 金貳百兩 兩袖八兩ツ、貳人 又袖四兩ツ、貳人 同番印違廿九人へ金一兩ツ、  
 第九十九番 金百兩 兩袖四兩ツ、貳人 又袖一兩ツ、貳人 同番印違廿九人へ金貳分ツ、  
 第百番 金三百兩 兩袖六兩ツ、貳人 又袖五兩ツ、貳人 同番印違廿九人へ金一兩ツ、  
 第十番々十ト節ニ金廿五兩ツ、八人へ、兩袖一兩宛十六人へ、又袖貳分宛十六人へ、同番印違  
 廿九人へ金貳朱ツ、  
 第四番々九十八番迄、間ニ花富金四兩ツ、八十六人へ、兩袖貳分ツ、百七十人へ、又袖貳朱  
 ツ、百七十人へ、同番印違貳千四百九十四人へ金貳朱ツ、  
 都合三千四百人へ渡ス、

圖四七、同日 寶鏡寺富御免事、  
 寶鏡寺富、來ル丑五月々中五ヶ年之間、閏月を加へ四ヶ月目毎六日ニ壹ケ度ツ、摩摩社於境  
 内、興行御免事ニお問、別紙仕法書ニ通り相心得、望し者々札入の儀、勝手次第可致也、  
 右ニ通三郷町中可觸知者也、  
 子十二月

山城  
 隼人

富仕法書

一札數三万枚、札料壹枚ニ付六匁五ト、但、十二支ミ印、壹印貳千五百枚ツ、  
 第壹番 金貳百兩 兩袖七兩貳步ツ、 又袖三兩ツ、 エト違十一口へ三兩ツ、  
 第貳番 金百兩 兩袖四兩ツ、 又袖壹兩三分ツ、 エト違十一口へ壹兩三分ツ、  
 第三番 金八拾兩 兩袖三兩貳分ツ、 又袖壹兩貳分ツ、 エト違十一口へ壹兩貳分ツ、



但、満會し節の富札料代銀を以相渡、  
右と通ひ事、

闕六空 三月廿一日 隨心院御門跡富御免と事、  
隨心院御門跡富當年三月の酉年三月迄、中年三ヶ年と間、毎月朔日壹度宛、上難波町仁徳天王  
社於境内、興行御免と事と付、別紙仕法書と通相心得、望し者の札入、儀勝手次第第可致、  
右と通三郷町中可觸知者也、

午三月

富仕法

金壹歩 札高千五百枚

但、上方筋金壹分壹枚と札こ富繁昌難致、付、右と割合を以、金壹歩札こ拾枚宛、札料壹  
匁五ト札、壹万五千枚、

衰美百五十口渡

- |       |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|
| 第一富   | 銀壹貫目   | 第貳拾十番迄 | 銀五百目   |
| 十番節   | 銀百五十目宛 | 五番節    | 銀八十六匁宛 |
| 小節    | 銀四十三匁宛 | 第百番    | 銀六百目   |
| 第百五十番 | 銀六貫目   |        |        |
- 右と通仕法こ仕度奉願上ひ、

闕六空 正月十五日 大乘院御門跡富興行御免と事、

大乘院御門跡富、南渡辺町屋摩宮於社地、來ル三月六日と三ヶ年と間、毎月三ヶ度宛興行御免  
と事と間、別紙仕法書と通、望し者の札入、儀勝手次第第可致、  
右と通三郷町中可觸知者也、

- |                       |        |         |       |
|-----------------------|--------|---------|-------|
| 札數壹万五千枚、札料一枚こ付銀壹匁五ト宛、 |        |         |       |
| 第一番富                  | 銀壹貫五百目 | 第二番富    | 銀三百目  |
| 第三番富                  | 銀三百目   | 第四番富    | 銀三百目  |
| 第五番富                  | 銀三百目   | 第五十番富   | 銀五百目  |
| 第百番富                  | 銀壹貫目   | 第百四十六番富 | 銀三百目  |
| 第百四十七番富               | 銀三百目   | 第百四十八番富 | 銀三百目  |
| 第百四十九番富               | 銀三百目   | 第百五十番富  | 銀六匁目  |
| 第拾番富                  | 銀百五十目  | 第廿番富    | 銀百五十目 |

- |          |       |        |       |
|----------|-------|--------|-------|
| 第三十番富    | 銀百五十目 | 第四十番富  | 銀百五十目 |
| 第六十番富    | 銀百五十目 | 第七十番富  | 銀百五十目 |
| 第八十番富    | 銀百五十目 | 第九十番富  | 銀百五十目 |
| 第百拾番富    | 銀百五十目 | 第百廿番富  | 銀百五十目 |
| 第百卅番富    | 銀百五十目 | 第百四十番富 | 銀百五十目 |
| 間々銀四十三匁宛 |       |        |       |

當札百五十枚、兩臨へ銀壹匁宛、  
右と通當人へ札と引替銀相渡可ず、

紀州熊野三山富御免と事、

紀州熊野三山富、當卯六月の中年三ヶ年と間、四ヶ月目毎こ壹ヶ度ツ、攝州西成郡今宮村廣  
田社境内こあひて、興行御免と事と付、別紙仕法書と通相心得、望し者の札入の義、勝手次  
第可致、

富仕法書

札高十二万枚、壹枚こ付銀六匁ツ、  
文句書入先富と通、十二万枚の六万枚迄、百番こ金高其儘相渡、余の札寄高増減こ懸、衰美  
渡方左と通、

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 第一番 金貳百九拾兩 金貳兩ツ、 | 第二番 金貳百八拾兩 金貳兩ツ、 |
| 第三番 金貳百兩 金貳兩ツ、   | 第四番 金貳百兩 金貳兩ツ、   |
| 第五番 金貳百兩 金貳兩ツ、   | 第六番 金貳百兩 金貳兩ツ、   |
| 第七番 金貳百兩 金貳兩ツ、   | 第八番 金貳百兩 金貳兩ツ、   |
| 第九番 金貳百兩 金貳兩ツ、   | 第十番 金貳百兩 金貳兩ツ、   |
| 第十一番 金貳百兩 金貳兩ツ、  | 第十二番 金貳百兩 金貳兩ツ、  |
| 第十三番 金貳百兩 金貳兩ツ、  | 第十四番 金貳百兩 金貳兩ツ、  |
| 第十五番 金貳百兩 金貳兩ツ、  | 第十六番 金貳百兩 金貳兩ツ、  |
| 第十七番 金貳百兩 金貳兩ツ、  | 第十八番 金貳百兩 金貳兩ツ、  |
| 第十九番 金貳百兩 金貳兩ツ、  | 第二十番 金貳百兩 金貳兩ツ、  |
| 第二十一番 金貳百兩 金貳兩ツ、 | 第二十二番 金貳百兩 金貳兩ツ、 |
| 第二十三番 金貳百兩 金貳兩ツ、 | 第二十四番 金貳百兩 金貳兩ツ、 |
| 第二十五番 金貳百兩 金貳兩ツ、 | 第二十六番 金貳百兩 金貳兩ツ、 |
| 第二十七番 金貳百兩 金貳兩ツ、 | 第二十八番 金貳百兩 金貳兩ツ、 |
| 第二十九番 金貳百兩 金貳兩ツ、 | 第三十番 金貳百兩 金貳兩ツ、  |
- 以上壹番の百番迄と内、間と地合の兩袖假名違まで左と通、

地合數八十六本へ金三十六兩三步貳朱貳匁五ト、地合八十六本と分、假名遠數千九百七十八本に金壹步ツ、

六万枚寄りゆ節、褒美渡方左と通、

第一番 金貳百五十兩 假名遠同番廿三本へ、結七兩貳步、假名遠同番廿三本へ、金三歩ツ、

第三番 金百兩 同、金三歩ツ、

第四拾番 金三拾兩 同、金貳步ツ、

第六拾番 金三拾兩 同、金貳步ツ、

第八拾番 金三拾兩 同、金貳步ツ、

第九拾番 金三拾兩 同、金貳步ツ、

以上壹番を百番迄と内、間と地合ハ兩袖假名遠左と通、

地合數八十六本へ金十貳兩ツ、地合八十六本と分、假名遠數千九百七十八本に金貳朱ツ、

右と通ニ此事、

同日 專修寺門跡富御免と事、  
專修寺門跡富、當卯年十一月と仁和寺宮富明跡に中年三ヶ年と間、四ヶ月目毎ニ一ヶ度宛、生玉明神社におゐて御免と望みか間、別紙仕法書と通相心得、望みもの札入れ儀、勝手次第可致し、

右と通三郷町中可觸知者也、

富仕法書

一札高三万枚、但、エト十二支印、一印貳千五百枚ツ、壹枚ニ付銀五匁三トツ、

第一番 金百五十拾兩 右エト七目香合、金三拾兩、

第二番 金百兩 右エト七目香合、金貳兩貳步ツ、

第三番 金百兩 右エト七目香合、金貳拾兩、

第四拾番 金三拾兩 右エト七目香合、金貳兩貳步ツ、

第五拾番 金三拾兩 右エト七目香合、金貳兩貳步ツ、

第三番 金五拾兩 右エト七目香合、金十兩、

第十節八本 金十五兩ツ、右エト七目香合、金貳步ツ、

第五十番 金百兩 右エト七目香合、金貳拾兩、

間々八十六本金三兩ツ、又袖貳朱ツ、右エト七目香合、金壹兩貳步ツ、

第九十九番 金三兩ツ、右エト七目香合、金貳拾兩、

第一百番 金三兩ツ、右エト七目香合、金五兩ツ、

右と通ニ此事、

同日(五月八日) 譽田八幡宮富御免と事、  
譽田八幡宮富、當卯年十二月と生玉明神富明跡に中年三ヶ年と間、四ヶ月目毎ニ一ヶ度宛、座摩社於社内御免と事か間、別紙仕法書と通相心得、望みもの札入れ儀、勝手次第可致し、

右と通三郷町中可觸知者也、

卯五月の承知別形日付は入日なり、

富仕法書

一札數合一万八千枚、但、福録壽一印六千枚ツ、但、壹枚ニ付札料銀六匁宛、

一富 金百兩 兩袖貳人への五兩ツ、

二富 金百兩 兩袖二人への五兩ツ、

三富 金百兩 兩袖貳人への五兩宛

拾番 金十五兩 兩袖貳人への金三分ツ、

二十番 金十五兩 兩袖貳人への金三分宛

三十番 金十五兩 兩袖貳人への金三分宛

四十番 金十五兩 兩袖貳人への金三分ツ、

五十番 金百兩 兩袖貳人への五兩ツ、

六十番 金十五兩 兩袖貳人への三歩宛







紀州三山富興行と事

紀州熊野三山富、來午二月々十ヶ年と間、閏月ニ不均、三ヶ月目毎ニ壹度宛、攝嘉西成郡今宮村廣田社於境内、興行御免と事ニ由間、別番仕法書と通相心得、望と者札入ハ儀、勝手次第可致ハ、

右と通三郷町中可觸知との也、

巳十二月朔日付は廿八日なり、

駿河 備前

札數十二万枚 文句書入、先富と通いろは假名廿五文字、一字四千八百枚ツ、都合十二万枚也、但、札料壹枚ニ付銀六匁宛、

- 外ニ金貳百兩相給都合、 兩袖三拾兩宛 又袖五兩宛
- 外ニ金拾兩相給都合、 兩袖三拾兩宛 又袖三兩ツ
- 第二番 金貳百兩 兩袖拾五兩ツ、 又袖三兩ツ
- 第三番 金壹拾兩 兩袖拾五兩ツ、 又袖三兩ツ
- 第十番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ
- 第三十番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ
- 第四十番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ
- 第五十番 金貳拾兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ
- 第六十番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ
- 第七十番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ
- 第八十番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ
- 第九十番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ
- 第九十九番 金百兩 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ
- 外ニ別番八百兩相給都合、 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ
- 外ニ別番八百兩相給都合、 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ
- 外ニ別番八百兩相給都合、 兩袖拾兩ツ、 又袖貳兩ツ
- 以上壹番ハ百番迄と内、間々地合ハ兩袖又袖印違同番迄左と通相渡、
- 地合數八十六本各廿四兩ツ、兩袖貳兩ツ、又袖貳兩ツ、
- 地合八十六本と分、印違同番數貳千六十四本へ貳朱ツ、印違同番袖四千廿八本へ壹朱ツ
- 、
- 以上錐數百本
- 第百番と仮名合四千七百九十九本、印違同番と袖六百廿四本、地合印違同番貳千六十四本、三口合七千四百八十七本への金壹朱ツ、并印違同番と袖四千廿八本へ金壹朱ツ、と分り、都合寄高と不均、衰高と通相渡ス、
- 金六拾目立
- 惣當り枚 壹万貳千四百九十九本、

尾州熱田富御免と事

尾州熱田富富、當午八月々中年七ヶ年と間、閏月を加へ四ヶ月目毎一度ツ、生玉北向八幡社内おゐて、興行御免と事ニ由間、別番仕法書と通相心得、望と者札入ハ儀、勝手次第可致ハ、

右と通三郷町中可觸知との也、

午六月

駿河 備前

- 突富仕法書
- 一惣札數九万六千枚、但、十二支と印付、一株各八千枚ツ、札料壹枚ニ付銀九匁ツ、
- 別段百兩相給都合、 袖金貳兩 一貳富 寶金貳百兩
- 一壹富 寶金貳百兩 一五富 寶金貳百兩
- 一十富 寶金百兩 一十五富 寶金五拾兩
- 一廿五富 寶金五拾兩 一三十富 寶金百兩
- 一四十富 寶金百兩 一四十五富 寶金五拾兩
- 一五十五富 寶金五拾兩 一六十富 寶金百兩
- 一七十富 寶金百兩 一七十五富 寶金五拾兩
- 一八十五富 寶金五拾兩 一九十富 寶金百兩
- 一九十富 寶金百兩 突富七百兩相給都合、 一富 寶金百兩
- 一壹富 支七目同番金五拾兩 一貳富 支七目同番金五拾兩 一五富 支七目同番金五拾兩
- 一十富 支七目同番金五拾兩 一十五富 支七目同番金五拾兩 一廿富 支七目同番金五拾兩
- 一廿五富 支七目同番金五拾兩 一三十富 支七目同番金五拾兩 一三十五富 支七目同番金五拾兩
- 一四十富 支七目同番金五拾兩 一四十五富 支七目同番金五拾兩 一五十富 支七目同番金五拾兩
- 一五十五富 支七目同番金五拾兩 一六十富 支七目同番金五拾兩 一六十五富 支七目同番金五拾兩
- 一七十富 支七目同番金五拾兩 一七十五富 支七目同番金五拾兩 一八十富 支七目同番金五拾兩
- 一七十五富 支七目同番金五拾兩 一八十富 支七目同番金五拾兩 一八十五富 支七目同番金五拾兩
- 一九十富 支七目同番金五拾兩 一九十富 支七目同番金五拾兩 一九十五富 支七目同番金五拾兩
- 一壹百富 支七目同番金五拾兩 一廿富 支七目同番金五拾兩 一廿五富 支七目同番金五拾兩
- 一廿五富 支七目同番金五拾兩 一三十富 支七目同番金五拾兩 一三十五富 支七目同番金五拾兩
- 一四十富 支七目同番金五拾兩 一四十五富 支七目同番金五拾兩 一五十富 支七目同番金五拾兩
- 一五十五富 支七目同番金五拾兩 一六十富 支七目同番金五拾兩 一六十五富 支七目同番金五拾兩
- 一七十富 支七目同番金五拾兩 一七十五富 支七目同番金五拾兩 一八十富 支七目同番金五拾兩
- 一七十五富 支七目同番金五拾兩 一八十富 支七目同番金五拾兩 一八十五富 支七目同番金五拾兩
- 一九十富 支七目同番金五拾兩 一九十五富 支七目同番金五拾兩 一九十八富 支七目同番金五拾兩
- 一九十八富 支七目同番金五拾兩 一九十九富 支七目同番金五拾兩 一九十九富 支七目同番金五拾兩
- 一九十九富 支七目同番金五拾兩 二〇〇富 支七目同番金五拾兩 二〇〇富 支七目同番金五拾兩



儀存、さめ、安全と祈禱執行いふ、(一)職社、略縁記相添、西成一郡産地町と村とに順行いふ  
いふ、自ら信仰し者も可有之間、町在聲掛ケと儀、右社社務渡辺攝津相願、尤右と町在披  
露而已とあり、勸化等いふ、儀こそ無之、他と社と相障の儀無之旨ヲ立、問、此度右願と趣承  
届ぬ、此段町と村とに可相達事、

圖二〇二 七月廿七日 北野むら大融寺相對勸化と事、

實録  
口達

篠山十兵衛御代官所  
攝州西成郡北野村  
大融寺

右諸堂舎及大破、無縁地とあり修復難及自力、三郷并町鄰近在迄勸化と儀願出、御由緒等と無之  
ひ得共、大融寺と儀の前々、諸役人巡見塲所とあり休息塲、并御老中逗留中非常御立退場手當ヲ  
も付來りひ處、及破段無相達、難造と趣無縁相聞へひ付、當地町中并町鄰近在迄、日數  
九十日限り、相對勸化と義差免ひ條、志と聲と物と多少とより可致寄進ひ、  
右と趣三郷町中可相達事、

圖二〇三 三月八日 天滿專念寺九十日と問相對勸化と事、

一天滿東寺町淨土宗專念寺類焼後、本堂并門塲不致再建、此度爲助成、三郷町と并町續在方相  
勸化と儀相願ひ付、日數九十日差免ひ問、町とに相達可置、

今日通達町と年寄惣會所被呼出、惣御年寄中より左と通被仰渡ひ、

口達書

設樂八三郎御代官所  
攝州西成郡浦江村  
丁徳院

右寺庫裏及大破、無縁無日地とあり修復自力難行届難造と付、本尊大聖觀喜天浴油所擲と札守、  
三郷中の配札いふし、志と施物ヲ請度旨願出、御由緒等も無之、旁願と趣難及願着ひ得共、前々  
と諸役人休息塲コト付來りひ處、右社及破壞難造と譯を以、願と通當九月來西正月同五月、  
右三ヶ月に限、三郷町中の配打と儀差免ひ、押と勸メハ儀と致問敷旨ヲ渡ひ條、志と聲と勝手  
次第札請可申ひ、  
右と趣三郷町中可相達事、

實録  
口達書  
八月十日御願あり

(御願書列形帳)

圖二〇四 四月九日 天滿東寺町專念寺相對勸化と事、  
今日通達町と年寄惣會所被呼出、惣御年寄中より左と通書取とあり被仰渡ひ、

天滿東寺町專念寺、當四月有章院様白五拾回御忌、同七月慎徳院様拾三回御忌と處、去未年後  
七年と相立間、御佛殿根致雨漏、其余内外共破損所多シ、其上外廻り土塀風雨と節と吹付強  
ク塲所とあり、所々土落致破損付、御莊殿向と勿論修復等不致全備ひ分、皆具相備ひ付、爲助  
成三郷町と并町續在方相對勸化相願、尤安政六未年同七年御法事兩年分一度と勸化相願ひ通、  
此度も右同様兩度分一度と勸化願出ひ付、日數九拾日と問差免ひ、其段町とに可申聞ひ、

④ 札配賦の文献資料とその内容

圖二〇五 十月廿日 安井内跡境内、崇徳天皇御宮神札御影配附と事、

安井内跡境内、崇徳天皇御宮并諸堂社大破と付、此度京郡落中洛外在町共大坂在町共、神札御  
影を配、施物と助成を以修造と儀、御免被仰付ひ問、信仰と聲と相對を以請可申ひ、  
右と趣三郷町中可賜知者也、

實録  
口達書  
十二月

紀州日前宮神札配達と儀、右林法被着荷持を召連相廻り者、日前宮配札と相違無之の儀、寄  
と町中に申置様、文化十二年十月相達置とあり、三六ひ處、年曆相立ひ得と、町中にも右法被  
不相心得、紛敷存とあり、有之哉と付、尙又再應達と儀申出、紀島殿役人からも申立有之間、前同  
様再應寄と町中へ申置様可致ひ事、

圖二〇六 十一月十七日 城島八幡社神札相對配札と事、

今日北組惣會所へ通達年番町と年寄被召出、惣御年寄中より左と通被仰渡ひ、

城島八幡社務

東竹 篠清

右儀由緒有之の儀、神殿其外大破、修復難及自力とあり付、山城河内和泉攝津  
播磨近江丹波、七ヶ國御料私領寺社領に、春秋と内壹ヶ度ツ、五ヶ年と間、相對を以、祈禱  
と神札配札と義御免被仰付、攝河播へ來已年々春秋と内壹ヶ度ツ、三郷町とに廻行可致、尤  
相對次第と事と、得とも、右と趣無念度町とに可申置、事七二二

圖二〇七 九月十一日 攝州西宮惠美須像札と事、

攝州西宮惠美須像札と義、當地と勿論諸國に弘來ひ處、紛敷者徘徊いふし、似寄ひ像札を拵、

就中毎年正月十日西宮と相唱、賣弘ひ者有之由ニ付、不正ニ像札世上ニ流布スルハ一ハハ、神威薄ク相成ル旨、右神主願出ハ間、向後信心ニ者ト西宮正像札可請之、若紛數像札賣弘ひ者ハ、吟味ニ上念度可令沙汰旨等、先年々度、觸置○三四等を見よニ相成、又ハ近年紛數者徘徊スルハ、大晦日ニ夜若惠美酒ト号、像札相弘、又ハ年中西宮大神宮初穂杯トテ、相廻ル者有之趣相聞、差障ニ相成ル由、西宮ハ毎年正月ハ町ニ會所ハ像札相弘、五月九月ハ町ニ會所ハ通達ニ上、右社役人巡行スルハ、神像札相弘來ル處、右通達洩ル可トモ有之ハ付、仕來ニ趣致承知、右正像札受ハ様致一度旨、今般神主百井陸奥願出ハ間、前ニ觸置置ハ通相心得、信心ニ輩ハ西宮社正像札可請之ハ、此後紛數像札賣弘ひ者有之ハ、吟味ニ上、念度可令沙汰ハ、

東竹 齋清

右ニ趣三郷町中可觸知者也、  
巳九月○雨風連年寄の圖書  
日付は十月廿一日なり

圖四九二(同)廿日 嵯峨御所大覺寺相對配札ト事、

嵯峨御所大覺寺心經殿再建爲助成、御府内武家方寺社在町并武藏上野下總陸奥越後佐渡備津都合七ヶ國、當午年來ル子年迄七ヶ年ニ間、壹ヶ度ツ、相對配札ト義、御免被仰付ハ付、攝湯御料私領寺社領、當午年より壹ヶ度ツ、三郷町ニ巡行可致ハ、尤相對次第ト事ニ、得共、右ニ趣無念度町ニ付通可置ル事、  
但、印鑑壹町ニ壹枚ツ、御取置可被成、

圖五三〇(同)廿日 城州幡枝村圓通寺相對配札ト事、

城州幡枝村圓通寺、諸堂其外及大破、修復爲助成、山城丹波河内攝津播磨上野越後、右七ヶ國寺社在町ハ、五ヶ年ニ間壹ヶ年ニ壹度ツ、相對配札ト義御免被仰付ハ付、當午年々壹ヶ度宛、三郷巡行可致ハ、尤相對次第ト事ニハ共、右ニ趣無念度町ニ付通可置ル事、

圖六〇六(同)十二月十二日 安井御門跡境内崇徳天皇御宮神札御影相對配札ト事、

安井門跡境内崇徳天皇御宮并諸堂社大破ニ付、此度京都洛中洛外在町并大坂在町ヘも、神札御影を配リ、施物ト助成を以、修造ト義御免被仰付ハ間、信仰ニ輩ハ相對を以請可テハ、  
右ニ趣三郷町中可觸知者也、

申十二月 日付は十二月廿一日なり  
○南無觀世音菩薩  
佐 渡 山 城  
(御圖書承知印形)

圖六三〇(同)七月十六日 城島八幡社神札相對配札ト事、

今日通達年番町、年寄惣會所ハ御呼出ニ上、惣御年寄伊勢村新之丞様ハ左ニ通被テ渡ル  
城島八幡社務

右簀清儀、公儀御由緒モ有之處、神殿其外大破、修復難及自力ハ付、山城河内和泉攝津播磨近江丹波、七ヶ國御料私領寺社領ヘ春秋壹ヶ度ツ、五ヶ年ニ間、相對を以祈禱ト神札配札ト義御免被仰付、然ル所右ハ去酉年ニ及期限ハ處、諸色米價高直ニ助成薄ク、修復難行届ハ付、今度右七ヶ國ハ内丹波河内相除、御府内并武藏山城和泉攝津播磨近江ハ、尙又當戊午年五ヶ年ニ間、同様配札ト義御免被仰付ハ付、攝津ヘ毎年春秋ハ内壹ヶ度ツ、三郷町ニ巡行可致ハ、尤相對次第ト事ニハ得共、右ニ趣無洩、念度町ニ付通可置ル事○三四等を見よ  
日付は七月十六日なり  
(御圖書)

### ⑤ 貸付金の文献資料とその内容

圖三〇六(同)五月廿七日 妙法院宮大佛殿御修復銀貸付支配人相替ルハ由、

妙法院宮大佛殿御修復銀貸付支配、木挽南ニ町和泉屋久次郎相勤ル所、此度被取放、南本町貳丁目紀伊國屋久次郎跡支配相勤、間、望シ者ハ致相對借リ受、元リ無滞滯可致返済、  
右ニ趣三郷町中可觸知者也○三四等を見よ

圖四七〇(同)二月十三日 江戸芝増上寺ニ付金ト事、

一 江戸表芝増上寺一山相續方御手當爲貸附、元金三千兩被下之、猶又一山自分金等差加ヘ、江戸并大坂堺迄モ貸附、御道具修復其外一山永續方ニ儀、於江戸表願ト通被仰付、當表嶋町一丁目ニ貸附取投所取建、増上寺出役淨勝寺并ニ當表西寺町宗念寺致支配ハ間、望シ者ハ相對ト上可借受、尤右貸附ハ儀ハ外、寺院貸附金共送、一山相續方御手當ニ御意(を以)、此度貸附御免ニ儀モ有之、御大切ト御修復料金ハ間、借受、者其旨得ト相心得、限月元利無相違可致返済、  
右ニ趣三郷町中可觸知者也、

圖五〇九(同)十二月廿一日 紀州熊野三山御貸付金ト事、

紀州熊野三山ニ從、公儀御寄附金并差加金取交、都合拾万兩ニ内引分ケ、當表江戸堀四丁目尾崎屋太七支配借屋川屋善太郎居宅并攝津兵庫津東出町渡海屋次兵衛支配家屋敷ニ於テ、貸附所取建、紀伊殿役人右三山社家惣代共出張、貸附取投、間、望シ者相對ト上可借請ハ、尤不輕御寄附金ト義ハ間、借請ルもの共ハ其旨相心得、限月元利無相違可致返済ハ、  
右ニ趣三郷町中可觸知者也○三四等を見よ  
申十二月 日付は十二月廿一日なり

伊 賀 山 城  
(御圖書承知印形)

圖三五 前 知恩院宮金銀貸付所之事

本町番丁日  
和泉屋金七支配借屋  
磯川屋芳兵衛旅宿

知恩院宮貸附金銀と儀、右旅宿こゝ取扱ひ事五を見よ、

知恩院宮家士 井上修理

圖三六 十二月六日 宮門跡方其外諸名目金銀、當表貸付願濟し口と貸付方之事、  
宮門跡方其外諸名目貸付金銀借り受ひ節、彼是失費四のもの有之、其上返濟滞り砌、其筋は被呼  
出、往還等こゝ多分と難費相掛り、難澁相追、俱と欠落いふ五のもの有之哉こ相聞、右と元

來貸附し趣意無弁別借受ひ故、右跡と及仕宜ひ義六あり、於當表貸付願濟し向と、

一 妙法院宮御抱大佛殿修復料金貸付〇圖二三八

一 青蓮院宮御用意金貸付〇圖二三九

一 知恩院宮御用意金貸付〇圖二四〇

一 靈鑑寺宮御廻向料并祠堂金貸付〇圖二四一

一 光雲寺祠堂銀貸付〇圖二四二

一 泉涌寺祠堂銀貸付〇圖二四三

一 靈源寺祠堂銀貸付〇圖二四四

一 高野山大徳院修復料金貸付〇圖二四五

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二四六

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二四七

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二四八

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二四九

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二五〇

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二五一

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二五二

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二五三

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二五四

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二五五

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二五六

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二五七

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二五八

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二五九

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二六〇

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二六一

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二六二

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二六三

一 紀伊殿用途金貸付〇圖二六四

(同上)

令沙汰ひ、  
右と通三郷丁中可觸知七の地、  
寅十二月〇安金助辨八あり、  
寅十二月〇日御願あり、

⑥ 豊心丹売の文献資料とその内容

圖三二 二月廿七日 和州西大寺豊心丹相對賣弘之事、

和州西大寺役人

日留平右衛門

右西大寺諸堂大破、修復難及自力付、同寺傳來豊心丹、攝州河州兩國在町に遊行致し、望  
ものに相對を以賣弘、右と付疑藥粉數儀無之様、右藥上紙に西大寺と寺号相記し、尤押賣ケ間  
數儀不致、望し寄ひあま先方に預ケ置、壹ケ年壹度宛引替九付、右兩國に聲掛ケと儀願  
出、右願と通開届一〇間、三郷町とに急度なく通可置事六を見よ、

二月廿七日

(幕)

⑦ 寄進・献金の文献資料とその内容

圖三四 二月朔日 四天王寺寄進物町内家別と取集可之事、

辰二月朔日

新春と御慶目出度奉存ひ、然と昨年大地震一あり、當山内諸堂社殊外及破損、就中藏樓龜井堂等  
急と再建仕度得共、何分大造り儀二あり、中と難及自力、依之去秋兩度と彼岸御志料五ケ年間  
御納被成下り、右以助成追と諸堂再建修三復仕度、因て三郷御町と諸靈追善、并と去冬地震  
高浪等とみ横死と靈、右兩様とも永代彼岸毎、別段と大施餓鬼相營四度奉存ひ間、何卒御寄配  
を以、御町内御家別御取集御納被成下り様、奉御頼上ひ、以上、

卯正月

四天王寺寄進處懸り

役人

世話方

別紙と通、四天王寺と去春以來被頼出五付、組合町と相談ひ得共、區と相成、治定不致、  
其後度と世話方中又と被頼出六付、尚又再應相談し上、組合と不取扱、町別と取集  
可中決定仕、外町とあま去年以來被取集七向も有之、依之町内義も當春彼岸と家別と取集為  
致、間、志と輩と多少と不限、御寄進可被成、以上、

辰二月朔日

年寄

川崎及四天  
王寺の  
復讐を  
保つた  
功を  
褒賞を  
受ける

〔圖〕 〔聖〕四月十三日 天満川橋并四天王寺兩御宮御修復ニ付、身元宣敷町人共々御手傳  
今十三日通達町ニ丁代、惣會所ニ由物書中ニ左ニ通被下開カ、

一 今般天満川橋并四天王寺兩御宮御修復ニ付、去子年中御賜<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>通リ、身元宣町人<sub>ノ</sub>御  
手傳一己ニあ<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>、様、組合町々<sub>ノ</sub>可<sub>レ</sub>相違言、御沙汰有<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>際被<sub>レ</sub>下開カ、尤天保十亥年天満川  
橋御宮御造營<sub>ノ</sub>節、身元宣町人<sub>ノ</sub>一己ニ御手傳差出<sub>レ</sub>ハ銀高名前、  
一銀五枚 同<sub>ノ</sub>加賀屋作右衛門  
一銀五枚 同<sub>ノ</sub>庄兵衛

- 一同拾枚 同<sub>ノ</sub>加島屋覺兵衛 一同拾枚 同<sub>ノ</sub>佐渡屋市兵衛
- 一同五枚 同<sub>ノ</sub>鍵屋九兵衛 一同五枚 同<sub>ノ</sub>和泉屋伊太郎
- 一同壹枚 同<sub>ノ</sub>道徳屋日季 一同壹枚 同<sub>ノ</sub>小西佑右衛門
- 一同五枚 同<sub>ノ</sub>内田屋惣兵衛 一同五枚 同<sub>ノ</sub>小西佑右衛門
- 一同拾枚 同<sub>ノ</sub>袴屋善兵衛 一同三枚 同<sub>ノ</sub>福嶋屋吉兵衛
- 一同壹枚 同<sub>ノ</sub>近江屋高兵衛 一同拾枚 同<sub>ノ</sub>古土屋長左衛門
- 一同五枚 同<sub>ノ</sub>平野屋四郎兵衛 一同三枚 同<sub>ノ</sub>古土屋長左衛門
- 一同三枚 同<sub>ノ</sub>加賀屋四郎兵衛 一同三枚 同<sub>ノ</sub>日野屋源之介
- 一同三枚 同<sub>ノ</sub>鏡屋儀兵衛 一同三枚 同<sub>ノ</sub>平野屋源之介
- 一同拾枚 同<sub>ノ</sub>小西卯兵衛 一同五拾枚 同<sub>ノ</sub>木屋万太郎
- 一同五枚 同<sub>ノ</sub>泉屋六郎右衛門 一金貳兩貳歩 同<sub>ノ</sub>油屋吉次郎
- 一同五枚 同<sub>ノ</sub>小西伊兵衛 一同三枚 同<sub>ノ</sub>田邊屋治右衛門

右ニ通御座ハ、尤権現様御宮ニ儀ニ付、其外當時身元宣町人<sub>ノ</sub>一己御手傳被<sub>レ</sub>下出<sub>レ</sub>様、其  
御町より御取斗<sub>レ</sub>上、來<sub>レ</sub>廿日迄、御寄附書付惣會所<sub>ニ</sub>直<sub>ニ</sub>御差出<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>、以上、  
但、前書名前<sub>ノ</sub>内當時相替<sub>リ</sub>、御寄附志無<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>向<sub>リ</sub>、御断<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>ハ<sub>レ</sub>聞<sub>レ</sub>六〇  
本 天 満 町

## 二 寺社名目銀形態七種類と時代区分の特徴―大阪と江戸の比較

前号では彦根藩の祠堂金の資料分析を行い、「祠堂金記録の対象となつた世田谷二十ヶ村の家族構成と豪農の下人経営との相関関係から世田谷二十ヶ村を支配する地主手作経営の中世的特質を抽出し、速水融の「近世農村の歴史人口学的研究」の学説を世田谷二十ヶ村の豪農経営の中に見出し、確認を試みた。しかし、その後において世田谷二十ヶ村において再び祠堂銀によつて苦しめられ、村落の衰退、ひいては崩壊する危機に陥っている事態が生じる。彦根藩は前回の大洞弁財天建立資金として鳥目の寄進を世田谷二十ヶ村代官大場市左衛門に指示するのである。

他方、大場家の分家(市左衛門)から本家(弥十郎)へ代官職が移つたのは寛政五年(一七九三)のことである。既に、彦根藩は世田谷上町に在る豪徳寺を江戸での菩提寺として位置づけ、その寺院経営の安定化を計るため豪徳寺祠堂金の貸付(一割の利子付)を世田谷二十ヶ村に課し、その高利子の収入で豪徳寺の経営を安定的に営んでいた。例えば三千兩の一割利子は年三百兩となり、飢饉、不作、そして災害の時には世田谷二十ヶ村の破綻に陥し込む負担となる。世田谷二十ヶ村の衰退をも引き起こしかねないこの豪徳寺祠堂金の問題は世田谷二十ヶ村だけの問題でなく、既に前述したように大阪の金融市場を背景にして全国的現象と化するのである。このため、大阪の金融市場がこれら寺院の名目銀形態(七種類)の引受市場となつて、全国に世田谷二十ヶ村の苦しみを拡大することになるが、とりわけ、寺院の名目銀形態を富興行として大規模に展開しているのである。

こうした大阪の寺社富興行は大阪の「天下の台所」を背景にして大規模に発展し、江戸の寺社富興行での最大である根津神社の発行札数三万六千枚に対して十二万枚と約四倍弱となっている。ちなみに、江戸の寺社富興行の発行札数と損益規模は次の図表4に示される。

この図表4から窺えるように、寺社の富興行は札数が多ければ多いほど札発行への純益率を高める傾向となる。それゆえ、寺社は札発行数を大規模にして純利益率を高めようとする。富興行の規模が小規模な段階では利益率が三十%台となる。札発行が中規模の二万札を超えると利益率は四〇%から五〇%への上昇傾向が見出される。

江戸の寺社富興行は、大阪より早期に普及し、「元禄」享保期に「さかんになり」「御免富」として公的に認可されたもののみが興行を許され、そのシステムが確立したのである。これは、財政が逼迫していた幕府にとり、拝領金など寺社への直接的な資金援助は重い負担でもあり、さらに博打を、寺社の境内という聖なる空間に封じ込めるねらいがあった。「(ビジュアル・ワイド江戸時代館」354頁)とされている。

江戸の寺社富興行は元禄―享保期に勃興し始め、文化―天保期にはピークを迎える。これに対し、大阪は寛政期(一七八九―一八〇〇)に寺社富興行の小規模な形で展開し、そして天保期(一八三〇―一八四三)に大規模化してピークに達する。しかし、大阪の寺社富興行は「天下の台所」の衰退と歩調を合わせたかのように漸次後退し始めるのである。

大阪の金融市場の発達ピークは寺社名目銀形態の第二類型である「富興行」の大規模な富札発行のピークと重なることとなる。

図表-4 『江戸大富集』にみる文政末年ごろの富興行一覧

興行場所	興行主	興行月	興行日	発行札数	組数	札料 (1枚)	最高 賞金額	最大倍率	売上高	賞金 支払高	売上 純利益	当選率 (%)	純益率 (%)	必要 販売枚数	
1	目黒不動	同 所	毎 月	5日	4,000	1	金2朱	100両	800	500両	354両	147両	2.50	35.52	2,580
2	湯島天神	〃	〃	16日	4,000	1	金2朱	100両	800	500両	354両	147両	2.50	35.52	2,580
3	両国回向院	〃	〃	9日	5,000	1	金2朱	100両	800	625両	403両	223両	2.00	41.36	2,932
4	谷中感応寺	〃	〃	18日	3,000	1	金2朱	100両	800	375両	289両	87両	3.33	29.60	2,112
5	浅草金龍山	〃	〃	22日	20,400	1	銀2匁5分	100両	2,400	850両	529両	321両	6.86	56.77	8,820
6	茅場町天神	山王御神主	3・6・9・12	4日	30,000	5	銀2匁8分	300両	6,429	1,400両	818両	582両	5.00	48.08	15,575
7	銀町白旗社	嵯峨御社	1・4・7・10	27日	20,000	2	銀6匁	300両	3,000	2,000両	1,297両	603両	7.00	36.87	12,627
8	愛宕前薬師	富士山本宮	2・5・8・11	13日	24,500	7	金1朱	150両	2,400	1,531両	1,044両	487両	31.42	38.32	15,111
9	神 明	南山科御殿	〃	25日	20,000	4	金1朱	300両	4,800	1,875両	1,316両	559両	26.00	38.71	18,387
10	西久保八幡	同 所	1・4・7・10	13日	20,000	4	銀2匁	90両	2,700	667両	397両	270両	6.00	45.41	10,918
11	神田御社	〃	2・5・8・11	26日	27,000	3	銀2匁5分	150両	3,600	1,125両	680両	445両	7.40	45.35	14,757
12	福德稲荷社	足利金剛山	3・6・9・12	7日	24,900	3	銀2匁5分	90両	2,160	1,038両	545両	493両	6.02	52.67	11,787
13	室町福德稲荷	同 所	2・5・8・11	7日	35,000	5	銀3匁2分	300両	5,625	1,867両	1,006両	861両	11.43	51.65	16,924
14	杉ノ森稲荷	陸奥一ノ宮	〃	11日	25,000	5	銀2匁5分	150両	3,600	1,042両	568両	474両	4.80	52.83	11,792
15	杉ノ森稲荷	江ノ島宮本院	1・4・7・10	7日	20,000	2	金1朱	150両	2,400	1,250両	765両	485両	8.00	43.44	11,313
16	根津神社	同 所	3・6・9・12	26日	36,000	4	金1朱	300両	4,800	2,250両	1,545両	705両	4.44	41.50	21,061
17	杉ノ森稲荷	水川明神	〃	11日	24,500	7	銀2匁7分	150両	3,333	1,103両	615両	488両	6.53	48.86	12,529
18	茅場町薬師	土州一ノ宮	〃	23日	27,000	3	銀3匁3分	150両	2,727	1,485両	989両	496両	10.74	40.33	16,112
19	杉ノ森稲荷	三州妙心寺	〃	13日	21,000	3	銀3匁	150両	3,000	1,050両	600両	450両	7.14	48.18	10,883
20	麻布東福寺	同所(七仏薬師)	1・4・7・10	19日	25,000	5	銀1匁8分	90両	3,000	750両	460両	290両	6.80	45.45	13,637

↑『江戸大富集』の富くじの興行日や札料(代金)を表にしたもの。庶民は2000~3000倍の倍率を勝ち抜いて90~300両の賞金を手にした。興行側は40~50%ほどの利益を見込んでいたが、採算をとるには大量の札を売りさばく必要(必要販売枚数)があった。寺社の興行には、低倍率の毎月継続型と高倍率の3年間の期限つき年4回型とがあった。

(『ビジュアル・ワイド江戸時代館』355p)



富興行が寺社名目銀形態で半数以上を占め、寺社経営の主要な資金源となっていたことは既に明らかにした所である。初期において富興行は文政期前半（1818—1829）において、②富興行の文献資料Bの林丘寺で富札二万枚、Cの妙法院の一万八千札、Eの座摩宮の札数三万枚、そしてFの北岩藏実相院の札数三万枚、また、H生玉明神の札数一万五千余等である。しかし、文政期後半においては富興行の大量発行へ移行する。すなわち、Iの大乗院、Jの寶鏡寺、Kの相州鎌倉扇谷英勝寺及びLの江州多賀大社も札数三万を数え、これまでの富興行における一万五千の二倍に達する。大阪の金融市場と商品市場も寺社の名目銀形態の大規模化、大衆化と歩調を合わせるように日本経済の頂点に登りつめ、経済都市大阪の地位を確立し、政治都市江戸と共に日本の中枢に位置するようになる。経済及び商法において大阪の急成長とその発達は、(一)堂島米市場への全国からの米廻送による米取引の確立、(二)堂島米市場への米の全国的入札取引を裏付ける両替屋と札差による金融市場の発達、そして、(三)畿内・兵庫の油・木綿工業そして酒造り業の商品を江戸廻り商品として大阪から樽前廻船・菱垣廻船によって大量輸送の発達を遂げたこと、(四)全国規模の米取引を可能にする大名への貸付金融と、為替・手形の発行、他方、全国から商品、原料(油の絞草、綿、酒造米等)への大阪への廻送を確保するため大阪の間屋・仲買からの貸付金、融資による信用供与等によって達成される。こうした(1)全国の米取引、(2)大名融資、(4)江戸廻り商品の大量取引とその信用供与等が大阪を日本経済の中枢に据え、大阪の金融市場を強靱化する要因と化する。かくて、大阪の金融市場が全国の中枢として確立すると、全国の

寺社名目銀形態は大阪の金融市場から寺社の経営資金の供給とその金融市場での富発券・信用取引そして融資を求め、大阪へ集中することとなる。

この大阪の金融市場を最大限に利用し、活用したのは熊野三山であり、紀州藩の支持を背景に最大の富興行と貸付業とを展開する。すなわち、紀州熊野三山は、(1)D文政九年の富興行が札数拾八万枚、(2)M天保二年の札高十二万枚、(3)T天保四年の札数十二万枚、そして(4)C天保七年の紀州熊野三山御貸付金拾万両の実施をするのである。

②富興行のはなばなしの大衆への熱狂的受け入れに対し、①祠堂銀と③勸化とは古典的な寺社の名目銀形態である。②富興行が大衆の賭け心、掛け勝負熱を燃え上がらせる投機的心理を利用するのに対し、逆に③の勸化はむしろ寺社側の地道な地方巡りの努力によって大衆、とりわけ「だんな」への信仰を求め、または、「檀越」「檀家」の信仰心に頼る宗教活動の自家筋として定着する。

寺社の名目銀形態が②富興行の衰退から漸次、③勸化、④寺社の札配布、⑤貸付金、⑦寄進・献金へと移行していくが、こうした、寺社の名目銀形態への変化は、大阪の金融市場と商品市場の衰退を背景に進行し、時代区分の移行を特徴づける。

何故、大阪は金融市場、そして商品市場の地位を喪失し、兵庫との激しい競争の結果、後退したのか。次にこの問題を課題にする際、大阪の金融市場、商品市場の強靱さをもう一度再検討することがその衰退への原因を明らかにする一つの<sup>てがが</sup>手懸りを得ることになると考え、次に大阪の金融市場、商品市場の構造とその衰退とを検討する。

図表-5 享保十一年（一七二六）廻船数并貳百石以上入  
津廻船之事

- 大坂廻船貳百二十拾三艘	拾七石積ヨリ千五百石積迄
- 他国廻船拾三艘	七百石積ヨリ千五百石積迄 大坂名前

〔大阪商業史資料〕第十七巻「運輸及船舶其ノ二」17-189頁）

(1) 大阪の商品流通市場の構造と「天下の台所」の経営史分析  
大阪が「天下の台所」と発達することになったのは、二つの要  
因、つまり(イ)堂島米市場への全国米の集合と  
その米売買、とりわけ大名の年貢米取引に由  
り、(ロ)全国の産物、原料及び商品を大阪へ集  
め、さらに完成品にした上で綿、木綿、油、  
砂糖、薬品、鉄、鯉節、塩、乾物等を江戸廻  
り商品として樽前廻船、菱垣廻船によって大  
量に江戸へ廻送することに見出すのである。  
享保十一年（一七二六）、大阪城代酒井讃  
岐守は「大阪入津貳百石以上廻船一ヶ年」の  
「入津廻船数」を調査し、次の図表15の廻  
船数を発表した。  
この図表15から窺えるように、享保十一年  
（一七二六）には大阪から江戸廻り荷物は主要

三 大阪の商品流通市場、金融市場、御用金市場の三位一体構  
造の発達と衰退過程

1 大阪の産業都市構造の発達

大阪は「天下の台所」と見做され、江戸の政治都市に対し、経済  
都市として徳川幕藩体制の約二百六十年余りを支え、君臨して来  
た。この「天下の台所」の中味は(一)商品流通市場、(二)金融市場、そ  
して(三)御用金市場の三位一体構造として発達するのである。しか  
も、大阪が「天下の台所」として、とりわけ有名になったのは(一)商  
品流通市場の発達によるのである。

図表-6 大阪の江戸廻り商品高と積船数  
元治元年（1860年）八月中

商品		積船数	月
(1) 酒	4,981樽	33艘	子 九月
	7,715〃	45〃	子 十月
	7,645〃	63〃	子 十一月
	11,284〃	68〃	子 十二月
	1,798〃	7〃	子 十二月
(2) 油	1,314〃	12〃	丑 二月
	4,156樽	13〃	子 九月
	2,671〃	11〃	子 十月
	4,272〃	23〃	子 十一月
	2,724〃	14〃	子 十二月
	830〃	3〃	丑 正月
	110個	6〃	子 二月
(3) 毛綿	742〃	11〃	子 九月
	1,496〃	20〃	子 十月
	831〃	7〃	子 十一月
	1,140〃	15〃	子 十二月
	354〃	3〃	丑 正月
(4) 繰綿	336本	1〃	子 二月
	1,965〃	19〃	子 十月
	483〃	7〃	子 十一月
			丑 正月

〔大阪商業史資料〕第十七巻 17-202

に大阪を起点とする(1)大阪廻船貳百二十拾三艘と(2)「大阪名前」の他国  
廻船拾三艘とによって運ばれ、商品流通を陸上から海上へと移行させる  
のである。江戸廻り廻船の航路を開始し、確立したのは菱垣廻船である。  
徳川幕藩体制が二百六十年余り発達しえた一つの理由は、陸上か  
ら海上輸送へ転換し、とりわけ、大阪から江戸廻り廻船によって大  
量輸送に成功しえたことである。「天下の台所」大阪の発達と経済  
成長は海上輸送に由る大量輸送という技術革新に求められる。こう  
した大阪の江戸廻り商品は海上輸送によって大量運輸を可能にされ、  
大阪の経済を徳川幕藩体制の中核へと育くむ要因と化するのである。  
とりわけ、江戸廻り商品の大量輸送は江戸市民の生活必需品、つ  
まり、(1)酒、(2)油、(3)木綿そして(4)繰綿等を中心とする。  
次の図表16は元治元年（一八六〇）の九月から十二月迄の一ヶ  
月毎の江戸廻り商品の輸送高を纏めたものである。

この図表16から解るように、大阪の江戸廻り商品は畿内の農村工業において移入される原料、或いは半製品を完製品として仕上げた酒、油、木綿そして練綿等を中心に構成されている。大阪及び兵庫は二毛作の農業を発達させ、米の収穫後に綿作を植え、さらに織元によって木綿工業を営なみ、木綿製品を作るが、原料の綿花を輸入して大規模な生産（マニユファクチュア）、或いは問屋制家内工業を展開する。大阪では問屋、或いは仲買が木綿の生産に進出し、家内工業からマニユファクチュアへの発展を広汎に展開する。

他方、油製品も兵庫、畿内で農村工業として水車動力によって原料となる米を大量に農村から、或いは西国、九州、そして四国から移入して大規模に酒造し、江戸廻り商品として兵庫と大阪の間で激しい競争を展開させている。

大阪の「天下の台所」は全国からの移入と移出との拡大再生産によって果されているが、その中でも全国から大阪廻りの発達によって達成されることになるが、この大阪廻りへの集荷に大阪の問屋、株仲間の金融的貸付、融資等によって促進しようとして天保十三年に次のように展開される。

同 日 國々を積登の諸色、荷主船頭と氣請宜敷様取引、深切を盡し可申事、  
被仰渡の御請證文と事  
追々御願達し趣申渡り通、都府株札并問屋仲間組合等差止、素人直賣買勝手次第と御趣意、一同難有承伏し儀いし可有之、得共、下賤愚昧と者等心得違無之ため、猶又今日申渡り趣可承の、

一 大阪表に儀り、諸國取引第一と場所と、諸色と義土地産物とすの無之、何とも諸國に積廻り分、何品に不寄、其筋と商人共手廣に引請、賣買いし、江戸其外諸國入用品も多大に積廻り、其外不足を補、諸色平均相場と元方と、諸國見識相成、金銀融通も宜敷に付、世俗諸國に臺所と相唱、取引多端と所柄と付、國々荷主船頭と氣向も相進、專當所を自當に積廻り來り付あり、諸色及潤澤、高直と品も下面と押移、諸民と助も相成、彌増取引及多端、土地と繁榮の勿論、大阪より諸國へ積送分も、右に准し手厚く行届、夫と相持と融通宜、正路と賣買いしに儀と有之、右懸引と義の全大阪町人共と限りし義と、下賤と身分を以、諸國融通と大要を取扱ひ段、冥加にも相叶、他國と者も不及廉、有之上の、先前よりと振合を不取失様、第一と心掛可申處、無其儀、近來大阪町人共義、土地と融通諸國と差障をも不厭、兎角一己と利欲と耽、是恐大阪に可積廻り見込み品、船間を見据、相場引上、追々廻りし期に至、態と相場を引下、他國荷物を踏付買落、不筋と徳用を食、或の仕切爲替銀等と渡方も、勝手儘と差引致、其外不實と仕向を以、爲致手懸、荷主船頭と氣請と拘り付、國と者も手段を構、再度上方に不積登、中國瀬戸内等と途中賣いし、廻還大阪に相廻り、あも、直待ず唱、商人共は荷物預り置、不賣放、又の定寄酒付と場所へ積替、致商内と分有之仕儀と相移りし義も不心付、却ち拂底と品を買持圍ひ、或の權賣總買致、剩大阪へ入津已前、途中に出張、直段總上ケ買取り者も有之事と由相聞、以し外に儀と有之、畢竟と右等と流弊と大阪に廻着相減、諸色不融通、直段高直と至一端と可有之、元來大阪町人共儀、右積當所へ可積廻り品を、外とこを賣捌、様成行ひ次第、外聞賞儀數ヶ數可存答とひ上り、急度相償と、以來一時と徳用と迷はず諸國對用と場所と本意を朝暮相弁、荷主船頭と氣請をも心配いし、銘と深切を盡し、何とこも國々を積登の諸色、荷主船頭と氣請をも心配いし、一圖と心得、取引大切と相勵、い、荷主船頭共とあひても、其實意を感得いし、是迄不相廻り品をも、此後持込ひ次第と相成、先前と振合と相復、一般と大阪を自當に積廻り、様可押移と必定し儀、左、右懸取引手廣相成り、土地と繁榮の不及ず、自他と融通相甘キ、諸色潤澤に至、身薄と者も今日を安樂と暮らひ、右積善の必銘と子孫に報可申間、御國恩冥加を存、相互と力を添、産業を誠實と相營、成丈諸色下面と可致賣買ひ、自今以後御觸面を背、申渡を不相用、不直と取斗致めをの相聞ひとあひて、無用捨召捕、嚴重と可及沙汰、問、其節後悔致ひも、其詮無之事と付、一同心得違無之ゆめ、譯あし論儀と、問、其旨を相心得、其方共と組合町とに不洩様可申間、右と通被仰渡、一同難有承奉畏ひ、仍お御請證文如件○圖五五○圖五五三○圖一八〇を見、

大阪が移入原料、半製品を加工して、その完製品を江戸廻り商品として移出する形を取る産業都市、或いは生産都市の側面を有するか  
四四月 前 同 斷印

らこそ、大阪は「天下の台所」と見なされるのである。そうした大阪の産業都市としての特徴について文政十二年（一八二九）十月廿五日、大阪東奉行は掛りである大塩平八郎の前で次のように述べる。

演百書

當表者庶庶繁花に土地ふく、工商と者何成共所業商賣を出精骨折（な）いさう（な）く、渡世出来易キ義者、他所に勝り、故、富人を論なく下戸に家々も其利を利とし、其樂を樂と、父母を養ひ、子孫を鞠衣食と資等、不自由無之義と、へとも、三郷に籠凡十万近も有之、其内この老妻こお子も無之、幼少こお親に相離ひ旁丁孤獨に類、其餘孫子多く、自力に難養、へとも、親類縁族無之に付、其身に困窮愁苦を告者なき程に貧入有之間敷とも難破決、若右跡に貧人有之、（一）米穀諸色豊給の時節こおも、其身其家丈の實と飢餓と荒年も同事にて、誠可憐事共こも、（二）不頼工商老若身持不行跡等よと、父祖に家業を失、或非分財利を可儲と、天理人道に背ひ種

と巧事と心力を盡、反を流浪漂泊治ひさし、刑戮を免レ居ひ者どり、一向譯違、前書に貧人の不幸良民に付、以來手當救方可有之の間、無恥度三郷町と相調、右跡不幸良民有之の間、時々御役所を可立ひ、吳々貧苦に迫ひ共、不幸良民に無之の者、篤得入念、混乱不致様取調可下儀、尤肝要の事（三）  
（一） 丑十月（廿五日）  
（二） 〔東御奉行が被仰出候て、大塩氏八郎掛りし由〕

〔大阪市史〕第四卷 九一六頁

大阪は「富庶繁花之土地ニテ、工商之者何成共所業商賣を出精骨折いたし候ハバ、渡世出来易キ義者、他所に勝り候故、富人ハ論なく下戸之家ニモ其利を利とし、」て富裕な生活をしていると見做す。かくて、大阪は工商の「富庶繁花」の産業都市と位置づけられていく。しかし、大塩平八郎は逆に「困窮愁苦」の「貧人有之」窮乏都市と胸の中であつたやき、後の乱を秘めながら町奉行の演説を静かに聞いていたのである。

図表-7 大坂における主要商品移出入表(正徳4年=1714)

順位	移 入		移 出	
	品 名	銀額(貫) %	品 名	銀額(貫) %
1	米	40,814 14.24	油 綿	26,005 27.15
2	種木	28,049 9.79	種木	7,066 7.38
3	菜材	25,751 8.99	銅 綿	6,588 6.88
4	干白	17,760 6.20	長崎下り	6,265 6.54
5	木紙	15,749 5.50	白 実	6,116 6.38
6	紙鉄	14,464 5.05	万 塗	6,045 6.31
7	掛	11,803 4.12	醬 油	4,299 4.49
8	銅 木	9,125 3.18	醬 油	3,899 4.07
9	木 煙	7,171 2.50	鐵 道	3,750 3.91
10	草 糖	6,705 2.34	万 油	3,267 3.41
11	砂 大	6,496 2.27	万 塗	2,840 2.96
12	塩	5,614 1.96	小 胡	2,838 2.96
13	麦 魚	5,320 1.86	小 胡	2,089 2.18
14	塩 麻	5,230 1.83	雪	1,574 1.64
15	小 塩	4,586 1.60	酒	1,200 1.25
16	胡 麻	4,156 1.45	萬 雪	1,174 1.23
17	胡 生	4,129 1.44	鍋 傘	966 1.01
18	綿 生	3,920 1.37	萬 傘	650 0.68
19	毛 認	3,475 1.21	萬 物	569 0.59
20	綿 絹	3,430 1.20	草 釜	536 0.56
21	絹 絹	3,401 1.19	草 釜	507 0.53
22	絹 絹	3,013 1.05	草 釜	503 0.53
23	絹 絹	2,876 1.00	草 釜	496 0.52
24	絹 絹	2,866 1.00	草 釜	479 0.50
25	絹 絹	2,832 0.99	草 釜	400 0.42
26	絹 絹	2,815 0.98	草 釜	318 0.33
27	絹 絹	2,788 0.97	草 釜	312 0.33
28	絹 絹	2,504 0.87	草 釜	309 0.32
29	絹 絹	2,178 0.76	草 釜	308 0.32
30	絹 絹	2,066 0.72	草 釜	211 0.22
	絹 絹	35,475 12.38	草 釜	4,221 4.41
総 額	286,561 100.00		総 額	95,800 100.00

大石慎三郎『日本近世社会の市場構造』より

大阪の産業都市としての発達には原料、半製品の移入と、江戸廻り商品の移出とを中心とすることから次の図表17となる。  
 この図表17から次の二点が重要な点となる。第一は移出の点から見ると、大阪の産業都市における中心製造業は(1)菜種油、(2)綿、木綿そして(3)長崎下りの銅である。前述したように、畿内農業は米作と綿花の二毛作を発達させ、とりわけ綿花を原料として木綿工業を農村工業の織元によってマニユファクチュアの発達を見、或いは都市に於いては問屋、仲買人が問屋制家内工業を発達させている。大阪での移出における「綿木綿」(二位)「白木綿」(四位)そして「練綿」(七位)等が上位を占め、木綿工業が国民的産業として発達しているのが窺える。

第二点は移入の点における原料、米そして半製品の移入である。

移出額が合計銀九万五、八〇〇貫であるのに対し、移入額は銀二八万六、五六一貫と、移出額の三倍であり、全国からの大阪廻りへの集中を大規模に示している。移入額の大部分は陸送より海上輸送の船舶によってなされている点について前述したところである。大阪は住友家の銅鉱山（別子銅山―四国愛媛新居浜）の鉱石を貨幣へ鑄造し、或いは銅製品へ加工するか、長崎への中国向け貿易支払手段として転送される関係から全国の銅を大阪へ集約させている。大阪の産業都市を支えている一つの重要な側面でもある。また、移入の七位に鉄が入っている。鉄は砂鉄を意味するが、江戸時代において早くから東北と中国地方、とりわけ、島根、広島そして岡山では砂鉄の産地として知られ、その加工するたたら炉は特権的マニユファクチュアとして大規模に営なまれ、日本刀、農具のスキ、クワそして貨幣の錢ぜいごとして加工される。大阪の産業都市はこうした鉄、銅産業そして造船業の重工業をもう一方の柱にしている。

しかし、移入の一位は米であり、「天下の台所」の所以ゆえは米の全国からの移入にある。移出の一位は菜種油の銀二万六千貫余りに対し、移入の一位は米の四万貫強であり、移入の菜種油に対して一・六倍強の大きさである。それゆえ、大阪が「天下の台所」と云われる一つは全国から廻送される米の移入量に込められていることから、大阪の商品流通市場に占める面について次に明らかにする。というのも、米は万物の価格を上下させる尺度と云われ、飢饉、不作が続くと、徳川幕藩体制は衰退から崩壊への道みちを辿る原因となる。都市では米屋の打ち壊し、農村では一揆となって、世直しよ直し＝新政府

の樹立をスローガンにする要因ともなる。

## 2 大阪の商品流通市場―米を中心に

大阪の商品流通市場は前に掲げた大阪の移入・移出図表1-7に要約されるように移入での米と移出での菜種油とを中心に発達する。しかも、米の移入は十四%強の割合である。

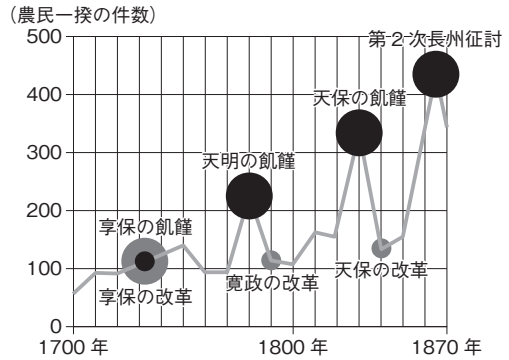
米価の騰貴と下落は両方とも大名、農家及び町民の生活に大きな影響を及ぼすことから、その中間に米価を安定的に維持することは米価政策の基本となる。中間点の米価は九州肥後米（熊本）の一石六十匁を維持し続けることを政策の目標としている。

徳川幕藩体制の長期政権が可能となった一つの理由は、米価政策を基調とする商法（問屋制・株仲間）によるカルテル価格の安定を経済政策の二本柱とすることに求められる。こうした米価政策と商法の経済政策とは三大改革によって推進されている。

田沼意次は米価政策の安定を計り、米価の中間価格（一石六十匁）に対応する万物のカルテル価格の維持を担う問屋・株仲間の組織を積極的に推進し、確立する。と同時に、田沼意次は、享保の改革で直面する「享保の飢饉」対策として大規模な開拓事業に取り組み。次の図表1-8は徳川幕藩時代の三大改革に共通する飢饉と農民一揆との関係を表わしている。

この図表1-8から窺えるように、田沼意次の享保改革での農民一揆は百件前後であったが、次第に右肩上りの傾向を強め、寛政の改革（松平定信）では天明飢饉で農民一揆が二百件を超える。この寛政の改革は飢饉と米価高騰とによって崩壊する、或いは潰れ農民の都

図表-8 農民一揆と飢饉の関係



る。水野忠邦は物価高騰を抑制し、価格下落へ導こうとするため、問屋・株式仲間の口銭と冥加金・運上金の廃止で、これらの種々な手数料・報酬・上納金の減少分だけ物価の引下げを計ったが、結果としてむしろ物価高騰を促すこととなった。問屋・株仲間のカルテル価格が物価の中間的維持を支えてきたが、廃止によって商・工業の価格均衡化の支えを取り払ってしまったのである。問屋・株仲間の廃止は商工業への自由な参入を許し、価格競争によってせり買い、せり売り、そして囲い、他地方への商品販売を自由に取引するのを可能にしたのであり、自由主義経済への移行を促がし、経済の混迷へ導くのであった。とりわけ、大阪は江戸より問屋・株仲間の強靱性を誇っていたが、「天下の台所」を支えていた大黒柱を喪失することとなる。次に、肥後米一石が銀六十匁及び金一両となる場合は米価の中間

市への流入によって都市に大量の下層困窮者層を沈殿させる。松平定信は儉約令と農民の帰村政策を進め、さらに軽犯罪人と没落農民を佐渡の金山、或いは佃島の労役所へ送り、近代的自由労働者層の成立へ導こうとする。しかし、徳川幕藩体制を崩壊させ、さらに、大阪の「天下の台所」を衰退させる結果へ導いたのは水野忠邦の天保の改革である。

図表-9 米一石米価格 (匁、分、厘)

(寛政改革)													年										
二	八	七	六	五	四	三	二	八	天明七	肥	肥	年											
肥	加	肥	加	筑	筑	筑	筑	筑	筑	肥	肥	米一石に付											
六二、〇〇	五二、〇〇	六八、〇〇	五八、〇〇	七一、〇〇	七七、六〇	七七、〇〇	五五、七〇	五五、〇〇	六四、五〇	六四、五〇	八九、六〇	九二、〇〇	七七、二〇	七七、五〇	五五、五〇	五五、七〇	五六、〇〇	六五、五〇	六六、〇〇	七八、二〇	八一、五〇	〇六、二〇	
(天保改革)													年										
七	六	五	四	三	二	天保元	年	(文化元)													年		
七	六	五	四	三	二	天保元	年	八	七	六	五	四	文政三	年									
一五、五〇	八七、五〇	七三、六〇	一一、九〇	一一、八〇	七七、五〇	七四、〇〇	八八、五〇	中	筑	筑	中	中	中	中	中	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥
七五、五〇	六〇、四〇	六〇、五〇	六四、〇〇	六四、〇〇	五九、四〇	五九、〇〇	四八、二〇	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	

表9として現れる。価格の尺度として位置づけられるが、各時代の米価変動は次の図

(「大阪市史」第二巻 254、256、470 頁より作成)

図表-10 米価格1石=60匁の変動表

	60匁以上	1石=60匁	60匁以下	合計
天明	七八	106 78		
寛政	元二	65	後 筑後 筑後 筑後 筑後 筑後	55
	三	77		
	四	92		
	五	64		
	六			
	七	77		
	八	71		
	九			
享和	元二	68 62		加賀51
文化	元二			45
	三			55
	四			57
	五	68		
	六	80		
	七			56
	八			54
	九			53
				55
文政	元二		筑後	58
	三	肥前62	肥前53	
	四		中	47
	五		中	59
	六		中	
	七		筑60	
	八	中75	75	
	九			
天保	元二	88		
	三	74		
	四	79		
	五	119		
	六	73		
	七	87		
		151		
合計		22	1	14

この図表によれば肥後米一石六十匁を基準にして、上下の米価格動向を比較すれば、次の図表10となる。

この図表10によれば、三九年間の米価の上中下への変動年数を見てみると次の三点に要約される。

第一は、米価の中間価格点の年は三九年間の内、わずか一年であり、文政七年の筑前米価格である。米価の中間基準点への達成はほとんど維持されていなく、非常に困難であることが窺える。

第二は、米価一石六〇匁以下の安い米価は三七年間の内、十四ヶ年である。この米価下落は安い米価を意味する。この安い米価は大名と農民の所得収入の減少となり、生活苦に追い込むこととなる。したがって、幕府はこの安い米価を高騰させるため、資金を融資して米の買上げ、米価高騰を誘導しようとする。

第三は、三十七年間のうち十四年間の平均米価一石六十匁を越えているが、最高米価は天保七年の米一石一五一匁で、平均価格一石六十匁に対して二・五倍である。この高い米価は、下層の生活困窮者層の、さらに中間住民、貧農層の生存に影響し、あたかも米の飢饉を再現する状況へ陥いる。このため、幕府は貧民救済対策として、(1)救済小屋を建て、施米を与え、(2)米春屋に安価な米を販売させる

か、さらに、堂島米市場での米取引を安価に導くように誘導するか、(3)生活困窮者に米代金を下付するか、或いは一人当りの米割当量を町村毎の家族に供給するか、いずれかの対策を実施することとなる。さもなければ、農民一揆や米屋打ちこわし、暴動の原因となり、幕藩体制の土台を揺るがすこととなるからである。

大阪の「天下の台所」は米価政策によってその景気を左右され、一歩間違えば衰退への道を歩むこととなる。

米価政策は高騰するにしろ、或いは、安価に下落するにしろ、幕藩体制の土台を揺るがすのは明白な事態となるが、その米価政策は堂島米市場で決定されることとなるが、同時に米取引の金融市場は大名の蔵屋敷の米取引を一手に引受ける米為替屋⇨富豪層の出現するのに大きな役割を果たす。

3 大阪の金融市場―堂島米取引市場と幕府の米価対策

江戸時代の米取引は、(一)大阪の堂島米市場と(二)江戸の幕府蔵屋敷の米取引所と二ヶ所が入札制を中心にして営まれる。前者の大阪堂島米市場は主に九州、西国、北陸等を中心に大阪へ廻送される諸国の大名を中心とする年貢米である。もう一方の江戸の米取引所は主に幕府の直轄領と旗本の地頭領とからの年貢米を江戸へ廻送して米市場が掛屋によって売買される。

大阪の米市場は九州、中国、四国等の大名の年貢米を大阪の蔵屋敷へ廻送し、入札による売却へ進む。この堂島米市場の米価格が一石六十匁の中間基準価格で決定されるよう大阪町奉行は米問屋、仲買の解散(水野忠邦の天保改革)にも拘わらず天保十三年に次のように要請する。

【圖五二】 八月十七日 堂嶋米市場米方兩替屋相模屋又市米市場丹製法人に後、唯今迄も

通據置、何人にも商賣製法勝手次第と事、濱地川岸通新地請負地其外他所に  
附外冥加金銀、傾城町水道冥加銀、以來地代と唱替、上納可致事、

大坂米相場に儀、諸國米直段と基本とあり、其上米穀を以仕出の品に勿論諸色共、總て米直段を本として賣出の道理に上り、右米相場と高下と寄、万價に拘ひ筋に付、享保年中格別と御世話有之、天明度にも米賣買方と儀に付、米仲買共の品と被仰諭の趣も有之、當時迄も右御趣意に基き、取扱來に付、堂嶋米相場の諸國米直段を下直と方と有之、右と此世上釣合宜趣相聞の處、此度都あ株札并問屋仲間組合等停止、素人直賣買相成に付あり、諸家拂米に勿論自余商米共、素人一同、銘と手元限と直立を以賣買い、普通と相場相立不ずあり、世上米直段のため不宣而已なら、万價と差響の筋に付、此後も堂嶋米賣買方等と儀、唯今迄と通據置の段、其筋と者共は中渡の問、一統其旨を存、以來素人にも米方年行司に相届、市場へ立交、諸家拂米共、直賣買い、儀勝手次第、右に付取締向に儀、諸事年行司と差配を請享保と度以來と控を相守、新古と無差別、相互に相合い、彌以米直段のため宜様、掛引可致、  
但、米方兩替屋に儀も、右同様と振合と相心得可申、

〔大阪市史〕第四卷 一五八八頁

次の堂島米市場の問題は九州の肥後米(熊本)を中心に大阪へ廻送される点である。寛政に較べ、文化・文政は豊作の連続であった。文化年間の米価は比較的安価な価格傾向となり、安定した動きとなつてゐる。このため、(一)大阪への米廻送は豊作の影響を受け、価格の下落傾向を抑止するため、(1)払米四〇%、(2)糊囲四〇%そして(3)所払分二〇%の割合で大阪へ廻送すること、(二)収穫で損毛が生じたら、その損毛の割合に応じて廻送米の減量を段階的に拡大し、その減少割合を一〇%から三〇%に分類して大阪へ廻送するよう十萬石の大名の廻送米を例にして次のように求めた。

【圖五三】 八月十八日 當秋相應と作方とあり、去申年廻米高と半石國許とを致程聞、右

關高相應と拜借可被仰付旨、萬石以上と諸家へ被仰渡ひ事、  
〔御口達觸〕

近年打續米價下直と處、當年も諸國田作相應とあり、格外と米價引下可申、此上下直と相成ひると、武家一統可爲難儀間、當秋相應と作方とあり、去申年大坂表に廻米と高と半石、國許在所に程と可聞置、右に付勝手向差支之面とに、關高相應と拜借可被仰付旨、萬石以上之諸家に被仰渡事、○七月晦日江戸に於て、老中牧野節前守忠精、右と趣此度御用金と儀中渡、町人共、寄と可申聞置事、○圖五二一五三、  
○御用掛御年寄の御書、  
日付は八月十八日なり、

(同七)

○是より先も、幕府は去年十月廿七日萬石以上の諸侯に對して、江戸大阪廻米高兩より二割を減すべきをいひ、本年七月晦日更に大阪廻米高は去年の一半たるべき旨を達せり、其本文と大差無し、而して其詳細なる問方諸方の割合は、左に參照として掲ぐる御定奉行肥田親當の申渡書を見て知る可し、幕府は萬石以上の諸侯に、廻米半減令の嚴守を促し、租園砂子の分は届出づ可きを命じ、又萬石以下の諸家の大阪廻米高は、去年に比し三ヶ年の平均廻米高を越ゆ可からずと命ぜり、

御勘定奉行肥田豊後守様被仰渡と寫

當秋作方宜、い、收納米と内去申年大坂へ廻米と半高、當年圍糶と積、半高大坂廻米と積り、其余收納米と分、其處等と拂ひ義の不苦、且又圍糶と高と應、拜借被仰付、節、渡方と儀と於大阪表可相渡、尤大坂表の銀通用場と、間、金銀兩様可相渡、尤當十二月初旬を限り可相渡、其以前大阪町奉行へ可承合、



右に牧野備前守殿御指圖に付了達之旨に於て、御借高は開き壹萬石に付金四千兩銀三百四拾

御勘定奉行 肥田豊後守

吟味役 岸彦十郎

御勘定組頭 矢田堀喜左衛門

御勘定 近藤松五郎

同 長沼馬之助

當百年諸家收納米割方割合御勘定組様より

例年拂米高拾万石と内、

去申年

大阪廻米高八万石

外貳万石、貳割相減所拂仕、分

但、扶持米と分除之、

例年と通當百年拂米高拾万石と節、

内 四万石 大阪廻米可仕分

四万石 糶圃可仕分

貳万石 所拂可仕分

例年より當百年壹分損毛と、拂米高九萬石と節、

内 四万石 大阪廻米可仕分

四万石 糶圃可仕分

壹万石 所拂可仕分

例年より當百年貳分損毛と、拂米高八万石と節、

内 四万石 大阪廻米可仕分

四万石 糶圃可仕分

但、去申年大阪廻米高より當百年同處拂米高減分と、所拂と分無之積、

例年より當百年三分損毛と、拂米高七万石と節、

内 四万石 大阪廻米可仕分

三万石 糶圃可仕分

但、六万石以下と分、關方拂米割合右に準事、

例年より當百年と分收納相増、拂米高拾万石と節、

内 四万石 大阪廻米可仕分

四万石 糶圃可仕分

貳万石 所拂可仕分

但、當百年と分方宜敷、去申歳より相増、分と、關方拂米割合右に准事、

右に當百年大阪廻米と儀、拾万石以上以下并壹万石以下とも、都去申歳大阪廻シ拂米高と見

合、當百年豐凶により増減有之、お、關方拂方共右と割合と可準以下御達見

定、關方并大阪廻米等と凡割賦相極次第、廻米以前先ツ其段御勘定處、并大阪町奉行所へ早

可相届事、

九月

〔大阪市史〕第四卷 五八六―五八八頁

勘定奉行肥田豊後守は豊作の見込から堂島米市場での米価格の下落を抑止するため、米市場での米売買量を減少して米価高騰を図うとする米価政策を提案するのである。さらに、米価政策はこうした困高に応じて「拝借金被仰付候」と補償しようとするように述べる。

關圖 一五 八月廿八日 當百年廻米高と分、入津已前迄に御役所へ可被書出旨、諸家留守

居中へ被仰渡、事、

八月廿八日於東御役所、諸家留守居中へ信濃守様被仰渡電

近年格別米價下直と處、當年も諸國豐作と、格別と米價引下ケ可す、此上直段下直と相成、お、武家一統可爲難儀、問、當秋相應と作方と、去ル申年大坂表へ廻米高と半石、國許在所へ廻米高と、右に付勝手向差支と、向、關高相應と拜借金被仰付、段、万石以上乘へ御觸と趣、江戸表へ被仰下、と、付、當百年廻米高と儀、改と筋有之、問、夫、廻米高と分、石高書付、入津已前迄に御役所へ届可有之、已上、

〔大阪市史〕第四卷 五八八頁

こうした大名の正米の他に、「家中并百姓作徳米」の大阪廻送を三ヶ年平均高以上の「過米」の取引は行なわないう次のように求める。

關西 九月十五日 是迄當地へ相廻來り家中并百姓作徳米等、三ヶ年平均高が過米り決  
多引受す間敷事、

當地は廻り米有之向、去中年廻米之半高、國元在所に穀を圍置の儀、此度於江戸表諸家に被  
仰付<sup>○圖一三八</sup>ひこ付あ、是迄相廻り來り家中并百姓作徳米等、三ヶ年平均廻り米高が過米  
り、當地こみ決多引請す間敷ひ、万一内證こみ新規こ引請ひをの有之ひいと、吟味之上急度答  
可す付ぬ、

〔大阪市史〕第四卷 五九〇頁

他方、「納屋米」の廻着高は奉行所に届けるように次の如く要請  
する。

關西 九月十八日 先達お納屋米引請高申出、後、新こ引請ひ分を、何方お買請ひと

譯并石敷儀、早も届出可す事、

口達觸

納屋米も唱、町人共引受致買ひ儀、穿鑿も筋有之、先達お口達<sup>○圖一三八</sup>を以町中爲す  
觸ひ後、是迄納屋米引請來ひもの共、三ヶ年以來も儀米引請高追と申出、此節取調居の間、右  
三ヶ年引請高平均と上、當年引請高相極、近と可す渡ひ、然ル處此節お追、入込ひ納屋米等も  
有之由相聞、間、寂前引請高と儀申出後、追、納屋米引受ひものも、此節迄廻着高と分、當  
秋作と新米も勿論、去中年米引受ひ分ども、何方お買受ひと譯并石敷儀、早も東御役所へ  
届出可す事、  
右と趣早と口達こあ町中不洩様可す觸事<sup>○圖一三八七、三九</sup>  
<sup>九、二四一〇</sup>を見よ、

〔大阪市史〕第四卷 五八九頁

幕府は第一に米価下落と安値傾向を打破し、米価高騰を推進する  
政策として考案されたのは集めた「御用金」で安い米を大量に買上  
げようとする考えである。第二に幕府は、御用金の上納を要請しよ  
うとするが、その際、御用金の中に買持米切手分を含めることを次  
のように認める。

關西 同日 御用金被仰付ひ町人共、上ヶ金高と内へ差足相願ひ買持米切手と分、

御拂事、

九月廿一日の事  
被仰渡御請證文之事

米方算行司

人印

米價引立之御趣法に付、此度御用金申渡シ<sup>○圖一五</sup>ひ町人共、上ヶ金高之内は差足し相願ひ買  
持米切手<sup>○圖四二五</sup>と分、別紙書附之通、米仲買共御拂爲取斗、右立直段と義ひ、當月十一日お  
今廿一日迄之市場賣買直段之内、高直段、中直段、下直段三通り之平均を以相拂ひ、乍併余程之石  
敷等及ひ條、切手高之内、切手石望人身寄之家持町人請負ヲ以、年行司共奥印之請書出シ、  
ひ、右切手相渡シ、代銀半高と十月切上納と積り、殘半高之分り右同様加判之請取書ヲ以、  
家屋鋪又の儘成り品引當差出シひ節、残り切手不殘相渡シ、代銀來戌二月限上納之積り令猶豫可  
遣間、望之者取調、望人并請人名前等早と可申出候、

一 右切手御拂之儀と、當時之新米入着之時節と向、米直段と可相辨筋と心得共、米賣買と者及右  
切手高御拂と可相成儀ヲ存量、新米直段引立兼ひあり、米價引立之御主法と成ふれ候事と付、  
格別と譯ヲ以、代銀納合猶豫御拂と取斗ひ條、引請之者共手元融通と成可相成儀ヲ難有存、新  
米相庭格別と引立ひ様、専心ヲ用イ、諸家佛米之入札等致出精ひ様、米仲買一統精と可申合ひ、  
一 此度多分之切手米御拂之儀申渡シひと付、彌如何と賣買無之様、正道と取引いさ、米市場混  
雜無之様、中買共一統是又可申合ひ、  
右被仰渡ひ趣奉畏候、依お御請證文如件、  
文化十年西九月廿一日  
西御 年 行 司印

〔大阪市史〕第四卷 五九二頁

買持米切手が上ヶ金高の中に含まれることが許されると、米方為  
替商は合計八千貳百貳拾九枚の買上切手を提出する。この上納され  
た買持米切手の引當米の価格は平均値段で算出され、代銀四千五百  
六拾壹貫余となり、仲買に売られるが、次の(1)売払切手高と(2)引當  
米として処理される。

- ① 肥後米切手六百三拾枚 申年
- 一 備前米切手百枚 同
- 一 加賀米切手百貳拾五枚 同
- 一 筑後米切手千六百九拾七枚 同
- 一 筑前米切手千八百八拾一枚 同
- 一 肥前米切手貳拾九枚 同
- 一 廣嶋米切手千六百廿三枚 同
- 一 中国米切手百三拾三枚 同
- 一 出雲米切手貳拾枚 同

猶口演

引當物之儀、證文ニあらず、尙申立ニ隨ひ、餘米切手差上ルル處苦からず、

上中下平均直段

- 一加賀米 千貳百五拾石 代七拾貳貫八百七拾五匁、
- 一出雲米 五百俵 代拾貫九百目、
- 一肥後米 六千三百石 代三百八貫八百八拾匁、
- 一筑前米 五拾石 代貳貫九百五拾五匁、
- 一中国米 三千三百廿五俵 代八拾九百六拾三匁七匁五厘、
- 一廣嶋米 壹万六千貳百卅石 代八百九拾五匁八百九拾六匁、
- 一肥前米 三万八千八百拾石 代貳千七拾貳匁四百五拾四匁、
- 一筑後米 万六千九百七拾石 代九百八拾八匁六百六拾六匁、
- 一備前米 百五拾石 代八貫七百七拾五匁、
- 一岡 米 三千俵 代六拾八貫六拾匁、
- 代銀合四千五百六拾壹貫八百廿四匁七匁五厘、
- 右石數仲買三人ツ、組合、不殘買請ひ、尤百石ニ拾石ツ、切手敷ニ差入、御間届相濟、

〔御觸書之留并浪方記録〕

〔大阪市史〕第四卷 五九二—五九三頁

①の買持米切手の最大は肥前米切手の三千八百八拾一枚で、最少は筑前米切手五枚で合計十種類の小切手である。

②この買持米小切手の米価は上中下の価格で次のように十段階に区分されている（一石〃六〇匁中位価格）

- 1 肥後米六十一匁六
- 2 筑前米五十九匁一
- 3 備前米五十八匁五
- 4 加賀米五十八匁三
- 5 筑後米五十七匁八
- 6 広島米五十五匁二
- 7 岡 米五十三匁四
- 8 肥前米五十三匁四
- 9 中国米四十八匁七
- 10 出雲米四十三匁六

この十種類の大名正米の平均価格は五十四匁九で、一石六十匁の中間米価と比べかなりの安い米価であり、文化十年（一八一三）の豊作による米の過剰からくる下落値段を窺い知ることが出来る。それゆえ、幕府は安い米価格を反転させて、米価の騰貴を計るため、堂島米市場での過米を取り去って不足気味からの米価高騰を米価政策として推進するのに全力を傾むけるのである。

御用金の中に差加えられた買米米切手は九月廿六日に合計五万貳千四百石を次のように売却されるのである。

【譯】 二三 九月廿六日 御用金ヲ渡ル町人共、上ケ金高へ差足相願ハ買持米ト内、藏出相濟ル現米ト分、入札御拂被仰付、事、  
被仰渡御請證文ト事、

米 方 年 行 司

一 米價引立ニ御主法ニ付、御用金ヲ渡ル町人共、上ケ金高に差足相願ハ買持米ト内、藏出シ濟有之現米ト分、他處に御拂米取斗九を以テ、上ケ金高へ差足相願ハ買持米ト内、藏出シ濟有之、右現米捌方一抄取兼、あり、新米直段ニ可相響哉ニ付、拂方高ト内、未年米申年米都合

凡六万石程、米仲買共入札拂付、米性及見等と義、可爲勝手次第、勿論相應と引當と品於差出、右拂米引渡、代銀納儀、半高分來十一月切、殘半高に分來、三月限可令猶豫と條、是等融通と義見込、成丈ヶ他所へ賣捌、新米直段と聊不相障、様、出情入札可致段、早々米仲買共へ通、望々者并ニ諸人名前等と義可申來、右と通被仰渡、奉畏、依御請證文如件、

西九月廿六日

此外拂米決無之

未年 肥後	千九百五十石	廣島	三千五十石
肥前	七千四百八十石	柳川	千七百五十石
加賀	五千六百八十石	肥後太	百石
申年 廣島	三千貳百八十石	柳川	七千貳百八十石
中國	貳千八百石	肥後	八千五百石
肥前	三千三百七拾石	豊前	貳千石
中津	千五百石	長門	七百石
五萬貳千四百石	此外ニ差存之儀、石數不食		

(同上)

〔大阪市史〕第四卷 五九四頁

幕府は米価引上げ対策の一環として十月以降に大阪へ廻送される新米の過積を防止するために、大阪の港、川口場で三ヶ年の平均高の検査と入津の改切手を発行して過米の堂島米市場へ持込むことを防止しようと次のように(1)、(2)、(3)の対策を進める。

① 九月 廻米改方仕法、事

九月上旬諸家留主居方御番所へ御召出被成、當冬登々米と義、於江戸被仰渡、半高差登可申、尙改方仕法左と通被仰渡、  
當地へ廻米有之向、去申年廻米と半高、圖許在處へ廻米にて圖置の儀被仰付、  
是迄相廻り來り、家中并百姓作徳米等、平均廻米高と過米の當地と決り引請の間敷旨、市中へ申渡、  
可被申付、万一過米積送り、吟味と上積戻し、於奉行所可被申付、右と趣牧野備前守殿へ伺し上相違、且廻米と義、半石圖許在所へ廻圖と義被仰出、廻米不都東と儀有之間敷答、  
船方とをのし不正と米積來の儀を難斗、間、諸家廻米入津と度、

藏役人を爲相届、關東と浦賀表と振合ヲ以、入津と度、組與力同心并在役、御普請役爲立合、廻米高嚴重と改め様、是又備前守殿被仰渡の間、木津川口へ船津町渡、場西詰、安治川口の内所上貳丁目と、當分と役場補、出役と者爲相談、改申付の間、川口と瀨取を以運送と廻米と分、右於役場と瀨取と石數可相渡條、爲手廻し積入の儀數并藏屋敷送り先書付、右瀨取と船乗へ相渡の儀取斗可被申、淀川筋又の京橋下モ入込の廻米と分、天滿橋結、役人差出、改申付の間、是又右と准シ、夫と積船へ積入石數并送り先書附差添の儀取斗可被申、万一前と川内と瀨取、藏屋敷へ直着仕來の向、右於改所、是又儀數等右と准、相改可有之、

② 與力中演説

今日御達被申廻着來改め儀、木津川口安治川口へ役場演先、運送儀數改被申付、依之諸向キ廻米と度、其石高御届と儀、奉行處迄御申出と及不申、川口迄廻米入津有之次第、其積入石高と儀、右取寄と役場へ御勝手ニ御届書御差出有之、瀨取儀數國處着岸先書付と儀も、風吹等と節々紛失無之爲、紙小旗と類へ御勝手ニ御認させ、元船と右瀨取と船毎と相渡、機御取斗有之、右役場と改め節小旗と引替、猶又役場改め切手、是又紙小旗と相渡、可申、右改切手と分、夫と着前水揚と節紛失無儀取置、着岸儀數水揚ヶ相濟の儀、拙者共へ御届可有之、右改切手と相漏り廻着來、糺し上、品と寄、當表と賣捌等と被差留め積り有之、尤淀川筋并京橋下川内へ入込の儀米と分、右と准り御心得可有之、此段拙者共御演説及置の儀、兩奉行被申聞、  
十月四日 米價引立と御仕法と付、諸家廻米家中扶持米并納屋米入津石數格別被相減の間、其旨相心得、世上と金銀融通宜敷様、夫と家業可相助事、

③ 口達

米價引立と御主法と付、諸家大坂廻米と分、去申年、貳分減と積り被仰渡、當年者右と半石國元在所に廻圖と上、貳分通り其土地拂、残り二分斗當地廻米と等と被仰付、  
付、縦と年と拾万石廻り米と向と、僅四万石なると廻米無之、并家中扶持米と類、三ヶ年平均高と過米と決り不廻米と、其外納屋米と唱、他所と廻米と夫と引受石數取極、  
當表并兵庫西宮其外右取寄と村、迄も急度申渡、當表へ入込の儀米と分、於川口儀重と爲改、右取極と石數と過米と分と爲積戻、過米致積戻の儀、品と寄答を可申付事、  
諸家拂米買請の儀米仲買共義、無如才入札可進答と、右格別入津米少と時節を見込、過分と利徳を可食せ、古米等と有高、又と彼是淨説を、諸家拂の新米直段を少し引下、  
可買取、不届と巧を心掛の有之、早と以封書可申立、急度可達吟味を事、  
銘と正路と利用を以、一同米價引立の儀出情買賣可致、  
共義も、右林來年と至り、追々古米拂底、  
取引可致、  
米價引立、  
米直段引立、  
眼前と筋を弁、瀨手廣、  
入替銀不調達、  
自然と入札難進、



図表-11 天保期肥後米米価一覽表

年 號	肥 後 米
天保 一	八八
二	七四
三	七九
四	一九
五	七三
六	八七
七	一五一 <small>匁</small>
八	一五 <small>匁</small>
九	一九 <small>匁</small>
一〇	六五、五〇
一一	六三、五〇
一二	八〇、五〇
一三	七一、一〇
一四	七八、五〇

〔大阪市史〕第四卷 七三四頁)

額は次の図表-12から窺えるように金四万両の巨額に達する。

この図表-12に示される江戸十組問屋の「滞金高」は「大阪問屋の商業を萎縮せしめ、之が為に江戸積諸色潤達を得ずして直段騰貴するに至るは免かるべからざる数なり、幕府が物価引下の一段として株仲間の停止を命ずるに當り、先づ江戸十組問屋より始めしもの謂無しとせざるなり」(「大阪市史」第二卷 五七七頁)と。

水野忠邦は江戸十組問屋に累積する滞金と物価高騰とを同時に解消するため、問屋・株仲間の解散に踏み切り、天保の改革を断行するに至るのである。この問屋・株仲間の解散は、同時に大阪の「天下の台所」を支えていた問屋・株仲間の解散を伴ない、「天下の台所」を衰退へ導く導火線となった。

所」の衰退を招く原因となる。大阪の「天下の台所」を支えている一つの柱は大阪からの江戸廻り商品の大量供給である。とりわけ、大阪廿四組問屋は江戸十組問屋の買付注文に對して信用貸しの「貸勘定」をその商品取引の条件としていた。この点で、大阪の「天下の台所」は江戸の生活必需品を信用貸しし仕切為替の金融で支えていたのであるが、年を追う毎に仕切為替の決済を滞らせ、巨額の「滞金高」へ帰結する。この「江戸十組問屋仕切為替」の滞

図表-12 江戸十組問屋の滞金額一覽表

品 目	年 限	滞 金 高	滞 銀 高
線 總	文化一〇―天保一一	一一五 <small>兩</small> 二〇 <small>分</small>	七八、六四三 <small>匁</small> 、七三
(正米買次代)		二三、一九一〇	四九三、四四七、四九
鐵物銅器類	寛政 八―天保一二	六七一〇〇	三五八、〇四三、三九
墨表并青筵	文化 九―天保一二	一、四一九三〇	六八八、一六五、五九
塗物并繪具	天保 四―同 一二	七三五三〇	四〇三、九九六、八一
毛織其外品々々		一一一二二	二八一、三六八、八五
線香并染草	文政 二―天保一二	七三九〇〇	二二二、五六四、七八
傘其外兎物代	文化 八―天保一二	七三九〇〇	二二二、五六四、七八
雪簾柳行 踏	文化 二―天保一二	二、六七四三一	二二〇、二七八、二
瀬 戸 物	文化 二―天保一二	二、六七四三一	二二〇、二七八、二
藥種并唐和砂糖	文政 四―天保一二	一、九四三二二	三、四三三、五二四、九六
乾 物	天保 元―同 一二	二、八七九一三	二五七、〇〇〇、四三
船具其外品々々	文政 五―天保一二	四、六七八二〇	二二、一五三、四九
櫓木其外品々々	文政 五―天保一二	二二四三〇	八五、五二五、八六
双物并砥石	文政 五―天保一二	八二〇三	九八、八四〇、八二
其外品々々	天保 六―同 一二	一五〇〇	九、九六五、四六
荒 物	天保 六―同 一〇	六二六〇一	一、〇四二、六三
鹽干魚鹽節	文化 六―天保一二	四四五三一	九二、四五〇、二三
鯨節并其外品々々	文政 二―天保一二	四三一、二九一、四五	四三一、二九一、四五
蠟	文政 五―天保一二	三〇〇〇	一六三、九二三、九〇
盪其外品々々	文政 五―天保一二	三〇〇〇	三〇〇、九六、三六
人形并白粉	文政 五―天保一二	三〇〇〇	三〇〇、九六、三六
其外小間物	天保 六―同 一一	二七〇一〇	五五、〇五三、五九
菱垣廻船運賃		四〇、八一九、一一	七、四一九、二七六、三
合 計		四〇、八一九、一一	七、四一九、二七六、三

本表は諸色取締之儀、ニ付奉何候書付による内譯と合計と相合せざれど、訂正するに由なし、正米買次代とあるは、文化七年十組問屋が大阪に於て買米を爲せる際、綿店組より立替へたる代銀の差引残額なり。

〔大阪市史〕第二卷 五七六―五七七頁)

図表-13 貨幣改鑄額

	名称	通用開始日	鑄造額
金貨	天保五兩判	天保八年二月	一七二、二七五兩
	保字小判	同	
	保字一分判	同	
銀貨	保字銀	天保八年一二月	一〇二、四四〇貫 一九、七二九、一〇〇匁
	古一分銀	同	

〔大阪市史〕第二卷 六二九一六三〇頁)

幕府は天保の改革を契機にして財政不足に陥り、その財政収入源の新規開発を求め、その結果、(イ)貨幣改鑄と(ロ)御用金の上納とを求め、使用中による貨幣の磨滅は絶えず新しく改鑄することを求められるが、その際、改鑄はプラス面とマイナス面の両方を備える。プラス面は鑄造額の大きい分だけ、幕府の財政収入の増分となる。この図表-13によれば、金貨の天保五兩判は一七万二、二七五兩となる。保字小判と保字一分判とは両方合わせて八百一二万兩の巨額である。銀貨の改鑄は保字銀の一

2 大阪の金融市場—(イ)貨幣改鑄と(ロ)御用金の上納—  
イ 貨幣改鑄

しかし、水野忠邦は解散する江戸の間屋・株仲間と大阪の間屋・株仲間とを区別する。すなわち、水野忠邦は江戸では主に江戸十組間屋の重荷となっている「冥加金一万二百兩の上納を免じ」た上で、間屋・株仲間の解散を命じる。他方、水野忠邦は大阪では物価高騰の原因を問屋・株仲間のカルテル価格協定に求めている。「大阪にては：幕府は諸仲間就中株札を有する者が、其営業を独占し、其特権を乱用し、為に物価を昇騰せしむる虞あるを以て、是等を停止し、各人随意の競争によりて物価の下落を見んとしたるにあり」〔大阪市史〕第二卷 五七八頁〕と見做す。

図表-14 御用金の上納期

年 度	用 金	差 加 金	上納金(其一)	上納金(其二)
天保 一	一九〇〇二、〇五〇貫	一、三九〇、六〇〇貫	▲五、二〇〇匁	▲二六、一四〇匁
弘化 元	二、四六一、六〇〇貫	九六一、五〇〇貫	▲五、八〇〇匁	▲三〇、〇〇〇匁
二	一、八四〇、一五〇貫	八四一、三〇〇貫	▲三、三〇〇匁	▲二〇、〇〇〇匁
三	四、三八八、九〇〇貫	一、一、五〇〇貫		
四	四、〇五六、四〇〇貫	一〇九、五〇〇貫		
嘉永 元	三、二〇二、九〇〇貫	六九、五〇〇貫		
二	五三六、五〇〇貫	五九、五〇〇貫		
三	三四九、〇〇〇貫	三六、〇〇〇貫		
四	三四九、〇〇〇貫			
五	三四九、〇〇〇貫			
計	五六、五三五、五〇〇貫	三、五七九、四〇〇貫	▲一六〇、三〇〇匁	▲一八六、一八〇匁

〔大阪市史〕第二卷 六四〇頁)

〇万貫余りと古一分銀の約一千九百万匁である。こうした貨幣改鑄のマイナス面は貨幣に含まれる金及び銀量の減少であり、その減少分だけ交換手段としての価値減少となる。この結果、金一兩は銀六十匁の交換から銀六十五匁の交換へ変わり、インフレ要因として機能する。ここに幕府の財政改善に対して経済生活の細民、下層民はインフレによる生活困窮を余儀なくされ、王政復古への動きに走る原因となる。

□ 御用金の上納

幕府は財政資金源として大阪の富商、両替屋及び豪商から文化十年から御用金の上納を求めるが、ここでは天保十四年の御用金を取扱う。文化期から御用金の上納が幕府の財政収入源として重要な役割を果たすが、しかし、大阪の金融市場の衰退原因とも化する。文化期(一八一八—一八二三)から嘉永期(一八四八—一八五三)にかけての御用金は次の図表-14に現わされる。

図表14の御用金は(1)差加金と(2)上納金の追加形態を含めて計上される。

なお、文化七年度の御用金は(一)御用二付金貳拾万両、(二)「年三朱之割合」の利子、そして(三)都合拾五年目二者不残御下切二相成候」〔大阪市史〕第五卷九七三頁)の三条件での上納を大阪の富商に命じた。さらに、文化十年(一八一三)の御用金上納命令は「五拾万両余」を「三十三年ニ割合御下ケ房」で、その「三朱之御手当(利子)付の借用金である。

天保十四年(一八四三)の御用金命令は大阪の両替屋、富商そして豪商を集めて数回に分けて上納を次のように命じる。

- (1) 天保十四年七月六日  
融通方・鴻池善右衛門 加島屋久右衛門等十五名
  - (2) 大両替方・住友甚兵衛・泉屋甚次郎等六名
  - (3) 豪商・茨木屋安右衛門・塩屋市之助等三十九名
- 合計六十名の集った商人・両替屋に用金額を次のように指定した。
- (1) 七月十七日 官融通方大両替方廿一名の用金額は合計四十四万両。その筆頭は鴻池屋善右衛門、加島屋久右衛門の五万両である。しかし、その後、修正され、廿二日に善右衛門、久右衛門及加島屋作兵衛の十万両を筆頭とし、十九名にて合計八十五万両を指定し、鴻池屋新十郎、近江屋休兵衛に対して応分の出金を要請した。
  - (2) 七月廿三日 大阪富商三十九人中十六名を集め、鴻屋市兵衛の二万五千両を筆頭に、合計廿四万五千両を指定した。

(3) 七月廿八日に九六名を集め、播磨屋仁兵衛の二万両を最大にして計四十四万五百両を指定した。

(4) 八月九日に平野屋甚右衛門を筆頭に百十一名を招集し、合計三十万三千両を割当てた。

(5) 八月十六日に銭屋佐一郎を初めとして五十三名に十二万九千両を上納するよう命じた。

以上合計すると指名者は二百九十五名、指定額は百九十七万両余りとなり、次の図表15に要約される。

大阪は天保の改革による(1)問屋・株仲間の解散、(2)貨幣改鑄によるインフレーション、そして(3)御用金の上納命令等によって金融市場と商品流通市場の衰退・崩壊への途を歩み始める。かくて、大阪は「金融の渋滞を来」すのである。

前述した(1)江戸十組問屋の大阪二十四組問屋に対する滞金の巨額化は江戸廻り商品の縮少を生じさせ、大阪の産業都市と「天下の台所」との両輪に大きな亀裂を生じさせることとなる。その上、(2)兵庫が酒・油そして綿の江戸廻り輸送を本格的に展開し始め、大阪への競争をより一層強め始めると、大阪はますます産業都市と「天下の台所」との側面を弱体化させ、衰退を深めることとなるのである。

大阪の産業都市と「天下の台所」とは天保の改革、とりわけ問屋・株仲間の解散によって一挙に瓦解してしまった。というのは問屋・株仲間の金融と信用力とは大阪廻りの商品・産物を仕入れ、注文し、買い集めるのに大きな役割を果たした。一方、大阪の産業都市はこうした問屋・株仲間の信用力と金融力とに支えられ、全国か



図表-15 天保十二年御用金指定と請負額

計	七月十七日 第一回指定額	七月廿二日 第二回指定額	八月廿二日 請書額	納付年数	人 名
▲一、〇〇〇	▲一、〇〇〇	▲二、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	四ヶ年	寄贈三丁目 鴻池屋 善五郎
▲三、〇〇〇	▲三、〇〇〇	▲六、〇〇〇	一、七五五、〇〇〇	六ヶ年	寄贈三丁目 阪巴屋 孫吉
▲八、〇〇〇	▲八、〇〇〇	▲一〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	八ヶ年	寄贈三丁目 近江屋 休兵衛
▲二六、〇〇〇	▲二六、〇〇〇	▲五〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	七ヶ年	寄贈三丁目 炭屋 安兵衛
▲二〇、〇〇〇	▲二〇、〇〇〇	▲五〇、〇〇〇	三、二五〇、〇〇〇	五ヶ年	寄贈三丁目 平野屋 五兵衛
▲二一、〇〇〇	▲二一、〇〇〇	▲五〇、〇〇〇	▲一〇、〇〇〇	三ヶ年	寄贈三丁目 三井八郎右衛門
▲一、〇〇〇	▲一、〇〇〇	▲二〇、〇〇〇	四二〇、〇〇〇	四ヶ年	寄贈三丁目 天王寺屋忠次郎
▲一、〇〇〇	▲一、〇〇〇	▲二〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	六ヶ年	寄贈三丁目 島屋 市兵衛
▲二〇、〇〇〇	▲二〇、〇〇〇	▲四〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	三ヶ年	寄贈三丁目 米屋 喜兵衛
▲二〇、〇〇〇	▲二〇、〇〇〇	▲六〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	本年納	寄贈三丁目 千代屋 宗十郎
▲一、〇〇〇	▲一、〇〇〇	▲一五、〇〇〇	▲一、〇〇〇	本年納	寄贈三丁目 住友屋 甚兵衛
▲八、〇〇〇	▲八、〇〇〇	▲二〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	三ヶ年	寄贈三丁目 泉屋 甚次郎
▲二〇、〇〇〇	▲二〇、〇〇〇	▲四〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	五ヶ年	寄贈三丁目 近江屋宇左衛門
▲二〇、〇〇〇	▲二〇、〇〇〇	▲三三、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	五ヶ年	寄贈三丁目 鴻池屋 庄兵衛
▲二〇、〇〇〇	▲二〇、〇〇〇	▲三五、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	五ヶ年	寄贈三丁目 炭屋 彦五郎
▲一、〇〇〇	▲一、〇〇〇	▲二〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五ヶ年	寄贈三丁目 米屋 長兵衛
▲四四〇、〇〇〇	▲四四〇、〇〇〇	▲八五五、〇〇〇	二、八六九、〇〇〇		

〔大阪市史〕第二卷 六三八・六三九頁

ら原料・半製品を大阪に移入し、これに油、酒、木綿等の完製品として加工する産業都市として発展してきた。この加工品である酒、油そして木綿は江戸廻りの商品として大阪二十四組問屋の樽前廻船と菱垣廻船とによって江戸の十組問屋へ移出された。大阪の移入と

移出の好循環を担っているのが問屋と株仲間間の資金力・集荷力そして信用力であり、大阪の「天下の台所」はこれら問屋・株仲間間の金融力と輸送力とに支えられ、発展してきた。こうした大阪の産業都市と「天下の台所」は天保の改革での問屋・株仲間間の解散されることで、その土台の解体を余儀なくされると、大阪の町役人・年寄は次のように苦しいその胸の内を吐露するのである。

今日西御役所は三郷火消年番町と年寄被召出、兩御奉行様御立合上、於御前左と通被仰渡り、  
被仰渡御請證文と事  
三郷火消年番町 年 寄 共

大坂表と義、金銀融通諸國取引(第一)と場所と、諸色と義土地産物とすと無之、何とも其筋(筋)と問屋商人共と年來諸國に仕入先借金等差出、爲積廻、又の荷主船頭見込を以積送りゆ分も、何品と不寄、夫と手廣に受拂致しゆ義を、専ら大坂と産業と致し、其利潤と寄、融通も宜察昌ゆゆ、江戸始諸國入用と品注文引請積廻り、或の注文と有無と不拘積送り、其先ととも融通致し、實以取引多端と土地と、海内咽喉と上大都會と無相違、既前と右品と稟請御熱慮と上、他國の御處置と品送りゆ義と有之、夫と世上釣合宜趣と處、速と流弊ゆゆ、小數を以大利を謀め族及増長、前とと委取崩ゆゆ付、追と取引手狭と相成、土地と潤ゆ薄く、其上天保と初々米價高直打續、并度と大火等有之、別あ去ル寅年御改革と付、(市中)取締方と義、追と御沙汰有之趣、心取違ひ、町人共畏縮ゆ余、自他と融通合をも不願、銘と取引と手を縮、一般と身構(構)ゆゆ、氣配と押し、猶と不融通不繁昌と相成、身薄と者共取締方差支、無據身上相仕舞、無宿と相成ゆ者も有之、又の大借とあ他と掛り人ゆ特と相成ゆ者も有之、或の他國と出稼と分と、旧里歸郷ゆゆゆ者も有之、夫と是と近來と市中明地明家多く、際立義徴と形と相願ゆ義と、右の大坂とと差支と無之、右轉諸國(對用と)場所柄と付、(次第及)追あ所とに相審、終との諸般不融通と相成ゆ一基と付、是迄土地引立方と義、追と御世話も有之、去ル寅年間屋組合等再興被仰付、諸商賣筋取締方と義付向も御觸と趣も在之、猶又此度格別と御趣意を以、問屋仲間組合相立ゆ分、株と唱差免、先前と如く莫加金銀上納被仰付、其上一旦差止と相成ゆ芝居能難茶屋等と類も、塙所と應り、夫と御免相成ゆ義と付、右御趣意をも能と弁別致し、丁人共危殆と念慮を去、一同安心渡世相營、諸取引向等無二念十分踏込、信儀を不失て手廣と致受辨、是迄と義弊を補ひ、追と以前と相復、此度と御趣意貫きゆ様、猶又厚

く可心掛候〇圖六一四一見よ、六一四二見よ、

一當表身前宜町人共義、前々諸家へ出入致、夫々任頼、藏元又ハ領産品賣差配等引受、或ハ引仕來、其方舟理、年來手厚金銀貸出、勝手向仕送りをも致し付あり、右勘定向萬端一和と取以、其家々ハ對シ、敢あ不束、無之處、從古來引受ハ藏元賣差配、并是迄貸出置金銀勘定合等迄更ニ相斷、新タニ外丁人共ハ付付、問々有之由、右膝無下ニ斷受ハ町人共、兼み手相違心、迷惑至極、大第二付、同輩者ハ急度及應對、品寄可及出訴義も心得共、先柄と義、無是非其儘打過ハ故取沙汰も有之、甚不義理ト仕向ハ處、夫是ハ勤弁も不及して、是迄者ヲ踏付、新タニ藏元賣差配等引受ハ、手柄と様ニ心得ハ義も有之間敷事ハ、尤諸家と家風も寄ハ義ハ、一般ハ難ナリ共、若説右様ニ取斗有之ハあり、町人共難立行、自ラ取引ハ手ヲ縮ハ仕義ニ至リ、却ハ諸家と融通合ニ相響ハ而已からハ、土地一鉢と景氣も拘、不容易事ハ、諸家ハ出入心、用向等承リハ者無之あり、双方差支、手狭ハ筋ニ相成ハ付、其義ハ差構ハ義ハ會ハ無之ハ共、町人共ハ相互ト義ニ付、是迄引受ハ人ニ成行ニ寄、離酌勤弁可致ハ付迄無之義ハ、自然他ト者ヲ奪ハ様成道理ニ相當ハあり、諺ニ言同士打とも可、其次第ヲ追ハ、第、難義も可陷義、且ハ一鉢ハ風儀も差障、以テ外ト事ハ、元來當表丁人共義ハ前々多分御用金相動、又ハ上金等心、土地と美目も相成居ハ處、諸家仕向ハ様様ニ寄、先前御用相動ハ者も手元相義、追々人數等相減ハ様相成ハあり、大坂と取理ハ、外間實儀可致歎息義ニ有之ハ、第、渡世ヲ相勵ハ勿論ハ共、人ト難義ヲ願ハ今日ト道も相叶、家業繁榮ハ應報も在之義ニ付、得ト可致弁別答ニ有之ハ、尤右心得方等義、天保度も品々中間置、六ハ義ハ心得共、其後年月相立、忘却ト者も有之哉、近比弊風再發心ハ由も粗相聞ハ付、尙又改メ申間其旨ヲ存、土地不及義整様、精々厚可サ合ハ、右ト通テ渡ハ間、夫々組合町一統不洩様能、可ト通ハ、右被仰渡ハ趣奉畏ハ、依之御請印形差上テ處如件、

安政四巳年十二月廿二日

〔大阪市史〕第四卷 二二二—二二三(四頁)

大阪の産業都市と「天下の台所」が兵庫津の江戸廻り商品の増加に伴ない、衰退に転じたのは天保の改革による問屋、株仲間への貸付、信用供与を所して集荷力の喪失に原因している。大阪の再建は兵庫津からの江戸廻り商品を「都西大阪表へ差支ニ相成、義」である

と、次のように主張する。

大坂三郷火消年番

町々年寄共

一近年再々當地ニ御在城ニ付、於町家數月度、御供方御用宿相動ハ付あり、入費迷惑難避ト次第、格別ト思召を以川渡冥加金御免除被成下ハ處、兵庫表ハ儀者近年宿驛臨時御用多ハ得共、相納ハ地子米御免除不相成、一應御救免筋願度趣を以、今度於兵庫津新規江戸積株奉願上ハ段、一同奉傳承、元來大坂町人商人共々、從往古諸國御產物下手引請、尙又御府内其外國ト致積題、數万軒安住渡世致シ、世上諸國ト豪所ト唱、夫ニ付ハ者諸職并日稼働ニ付、忽當地廻リ身過及仕、儀ニ御坐ハ處、右体彼津ニ株式出來、ハ、土地咽喉ト場所ニ付、忽當地廻着ハ諸色相減、勿論當地ニ出產品物逆者無之ハ付、當地商人共一圓渡世を失ハ、其外上荷茶船馬下職日稼者勿論青物小商人ニ至迄、一鉢ト難避相成、丁人共一同驚入、愁歎仕能ハ、乍恐近年御用向入費相嵩ハ者、彼地斗ニ無之、全國一鉢ト事ハ、殊ニ當地ト儀者再々御在城ニ有之、猶更ニ儀是迄身元宜町商人共先年々度、御用金相動ハ家柄も、土地一鉢ト衰微仕ハ様ニ有之、夫々家及無據爲及斷絶ハ様成行可サ哉ト考察仕ハ、金銀融通第一ト土地柄自然ト不融通ニ相成、無左ハ、近頃米價を始野菜至迄不依何品騰昇仕、身ハ厚薄ニ不、一同難避ハ折柄ニ御坐、間、旁以彼地願御免除相成ハ、當地市中一同往々困窮相迫、終々者永住ト御當地も、無據離散可仕外無之様ニ成行ハあり、誠ニ歎ケ敷一同苦心能ハ、間、文化度御趣意被爲在ハ通、諸荷物被ハ地ニ引留問敷者勿論、都大坂表へ差支ニ相成、義仕間敷答ト御趣法、御据置被爲成下、ハ、市中一同重々難有仕合存、何卒各様ハ此段宜被仰上可被爲成下ハ、乍懼市中一同爲惣代私共々厚奉願上ハ、以上、

慶應三卯年六月

三郷火消年番

丁々々

〔大阪市史〕第四卷 二五九四—二五九五(頁)

### 3 大阪の金融市場—信用制度と両替屋

大阪の信用制度は(1)十人両替、(2)本両替、(3)銭両替を中心に発達する。とりわけ、十人両替は今日の幹事銀行に当り、新設両替店の合否を決める役割を果たすが、天王寺屋・平野・鴻池善・鴻池正・炭安・炭彦・近江屋・加島屋・米平・米長の十家のことである。

この十人両替は、同時に幕府、藩の公金（御用役）の出納に従事する。また、御用為替は三井組の主要業務である。

(2)の本両替は町に見られる一般両替店である。主要業務は(i)貸付手形の振出し、(ii)為替取組等を業務とする。

これら両替屋の大手は資本金二十万両以上を擁するが、少数の五十店にすぎない。

(3)の銭両替は主に銭の交換を主要業務にする小規模な店である。

両替店は系列の親店と子店を形成し、密接な金融業務の貸しと借りの関係を成し、子の両替店から預金を預り、また子の両替店からの手形振出を受ける。親両替屋は相互で手形の振出しと決算をする。

貸出しは大両替店の大名貸しを中心に行なわれる。その担保は年貢米である。大名は大阪の蔵屋敷に正米を送り、堂島米取引所で入札にかける。また、この正米の外に納屋米と呼ばれる米は私に市場外で売られる。蔵屋敷の正米を扱う両替店は掛屋と呼ばれる。両替店は堂島米市場の入札による販売に対し、為替手形を振出し、一種の資金の貸付けをする。この貸付金の利子は年三朱を平均にし、最高五朱である。貸付金の回収は担保として年貢米を指定する。

大名貸しの他に両替店は商人に貸出し、月一分の利子を徴収する。また、商品を担保に貸付ける両替店は入換屋と云い、主に米、砂糖等を指定する。

両替屋は預金を受け入れ、代りに振出手形を出す。商人は預金の身返りとして借入金或いは手形を振出す。他方、両替屋は大阪支店との間で送金と小切手（振出手形）を振出す。

大阪の二十四組問屋は江戸廻送商品を江戸の十組問屋へ送るので貸し勘定となるが、前述したように滞金として累積され、大阪の間屋経営を揺るがし、江戸廻り商品の縮少を余儀なくするのである。

他方、大阪の堂島米市場は大名の正米を入札で売買する。その売上金は江戸の大名への生活資金として使用されるが、米価の下落や飢饉、不作の時には大阪の蔵屋敷の掛屋⇨米方両替屋から正米を担保にして多額の資金を貸り、貸勘定への記帳となる。大阪の両替屋は大名の貸付金をなす場合、御立入或は御金主と呼ばれる。大名は資金の借入れに際し、この両替屋に頼むが、之を御頼談と呼び、主に家老の任務となる。貸金がまとまると、その担保は廻米の売上代金、或いは廻米となる。この廻米売上代金の保証は蔵屋敷の掛屋、つまり両替店である。大阪の蔵屋敷の掛屋⇨両替店は、大名の江戸屋敷へ為替で送るため、江戸為替手形を買入れて送る。その際、江戸の両替屋は大阪からの江戸為替手形を受けるや、資金を用意して大名屋敷へ行くが、一時預りをする場合、此の資金を他に貸付けて利益を得るのである。両替店の利益は他に金と銀との両替に対し、手数料として一両に付一分の利益を得る。さらに、両替店の大きな利益は、無利子で預金者から預っている預金を大名への貸付に利用して利子を得る点である。特に、大名への貸付回数と金額が大きくなると、両替店は大名から扶持を受ける。鴻池は一萬石の扶持を受け、この扶持米を米市場で売却して利益を得ていたのである。

次の図表16は大名への貸金⇨御用金証書の流れである。

大阪の堂島米市場は享保一五年(一七三〇)に許可され、蔵屋敷の発行した株切手を株仲買の間の入札制で売却し、代金の支払の四日以内に正米を渡す。この蔵屋敷の米の入札制と正米の渡しの流れは次の図表16に示される。

〔大阪市史〕第五卷 五五七―五五八頁

大隅  
駿河 以上は御用金納取證にして、  
河津後の借入金証書案にあらず

表書之通相違無之もの也、

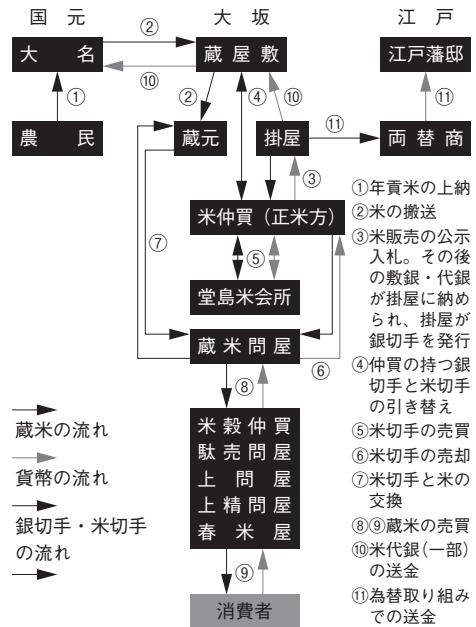
(裏書)

鴻池屋善右衛門殿

子十一月

何屋謹殿  
(七)諸藩借入金証書案  
覺  
銀千貳百貫目  
内  
銀貳百貳拾五貫目 子九月納  
銀貳百貳拾五貫目 同十月納  
銀貳百貳拾五貫目 同十一月納  
銀貳百貳拾五貫目 同十二月納  
銀百貫目 丑三月納  
銀百貫目 同四月納  
銀百貫目 同五月納  
右者此度厚御趣意に付、四朱の御手當を以御用途被仰付、御請高月割を以上納有之、請取候、  
追而御下銀之節、此證札引替可申處知件、  
元治元年十一月  
松平大隅守組與力  
大須賀鎌次郎  
松平駿河守組與力  
丹羽欣次郎

図表-16 堂島米市場の正米取引流通路



宮本又郎『近世日本の市場経済』より(一部改変)

(「ビジュアル・ワイド江戸時代館」97頁)